

告訴・告発状

2015年（平成27年）1月13日

東京地方検察庁
検事正 青沼 隆之殿

告訴・告発人ら代理人
弁護士 河合弘之
同 保田行雄
同 海渡雄一

告訴・告発人の表示

別紙告訴・告発人目録のとおり

被告訴・告発人

別紙被告訴・告発人目録のとおり

告訴・告発の趣旨

被告訴・告発人らの下記所為は、刑法211条業務上過失致死傷罪に該当すると思料するので、被告訴・告発人らの厳重な処罰を求めるため告訴・告発する。

告訴・告発事実の要旨

被告訴人酒井俊朗，同高尾誠，同西村某らは，東京電力株式会社（以下

「東京電力」という。)の福島第一原発の津波対策の検討実施に当たっていた者であり、被告訴人森山善範は平成20年から平成21年(2008年-2009年)当時、経産省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)原子力発電安全審査課長、ついで保安院審議官、同名倉繁樹は保安院原子力発電安全審査課審査官、同野口哲男は保安院原子力発電安全審査課長、同原昭吾は保安院原子力安全広報課長(実質的に人事権を有する)の立場にあった者であり、氏名不詳の原子力安全委員会の津波対策担当者、氏名不詳の電事連の津波対策担当者、さらには別件被疑者武藤、武黒、勝俣、小森らと共同して、福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の運転停止又は設備改善等による安全対策を講じて、大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において非常用電源の冠水などに起因する炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、必要な安全対策を講じないまま漫然と東電関係者らは福島第一原発の運転を継続し、また保安院関係者は運転の継続を認めた過失により、東北地方太平洋沖地震(以下「本件地震」という。)及びこれに伴う津波により、福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生させ、水素ガス爆発等により一部の原子炉建屋・格納容器を損壊させ、福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて、多数の住民を被ばくさせ、甲状腺がんの大規模な発症を招くとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに周辺病院から避難した入院患者らを死亡させ、多くの住民に災害関連死とされる自死、病死などの被害を生じさせたものである。

告訴・告発の事情

目次

第1 本件に関する推移と第二次告訴に至った理由	5
-------------------------------	---

1	先行事件の経緯	5
2	検察審査会議決の結論	5
3	告訴時の被告訴人	6
4	日本を歴史を忘れた社会としないために	6
5	次々に明らかになる新証拠	9
6	東京電力による津波対策先送りこそ、事故の原因	9
7	15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の4日前	11
第2	東電の津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた新たな証拠	12
1	岩波新書『大地震と津波警告を葬った人々』の告発	12
2	検察不起訴決定の事実誤認	13
3	1997年7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた	13
4	2000年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示されていた	15
5	土木学会は完全に電力によってコントロールされていた	16
6	武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正当である	17
7	他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた	19
8	保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」としていた	20
9	吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識	23
10	検察は巨悪を眠らせるな	32
11	このままでは事故を繰り返す	34
第3	2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかになった事実	35
1	貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書	35
2	保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性	36
3	保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿	48

4	政府事故調も欺こうとした森山審議官	49
第4	津波の予見可能性と被告訴人らの過失	51
1	事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認	51
2	検察による不起訴理由の構造	51
3	予見可能性の程度	52
4	被告訴人は、何を予見する必要があったのか。	53
5	7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた	54
6	2002年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった	55
7	2004年12月スマトラ島沖地震・大津波	58
8	保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた	63
9	2006年マイアミレポート	64
10	2006年耐震設計審査指針の改訂	65
11	2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発	67
12	2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった	70
13	2008－2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被告訴人らは福島第一原発に9m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった ..	75
14	貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であったことを示す森山メール	79
15	2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である	80
16	事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた	82
第5	本件において過失責任を問われるべきものは誰か	84
1	先行事件被疑者らの個別的責任	84
2	東電における津波対策実務責任者の個別的責任	88

3	保安院関係の被告訴人の個別的責任	90
4	原子力安全委員会の1 F 3の耐震バックチェック担当者（氏名不詳 複数である可能性もある）の責任	95
5	電事連の1 F 3の耐震バックチェック担当者（氏名不詳 複数である可能性もある）の責任	95
第6	被害の発生と因果関係	96
1	災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について	96
2	甲状腺ガンとの因果関係	98
3	傷害について	99
第7	検察の威信を掛けて欲しい	102
1	福島の人々の悲しみと怒りを知れ	102
2	明確になった過失の構造	102
3	巨悪を眠らせるな，被害者と共に泣け	103
第8	立証方法（甲号証）	104

第1 本件に関する推移と第二次告訴に至った理由

1 先行事件の経緯

福島原発事故の発生に関する刑事責任の帰趨については、現在、平成25年東京第五検察審査会審査事件（申立）第11号，同第12号申立書記載罪名業務上過失致死傷，検察官裁定罪名業務上過失致死傷，議決年月日平成26年7月23日の検察審査会議決に基づき，被疑者4名について再捜査が進行中である。以下，この事件のことを先行事件と称する。

2 検察審査会議決の結論

先行事件の検察審査会における結果は次のとおりであった。
本件不起訴処分について，

被疑者勝俣恒久については、不当であり、起訴を相当とする。

被疑者小森明生については、不当である。

被疑者武藤栄については、不当であり、起訴を相当とする。

被疑者武黒一郎については、不当であり、起訴を相当とする。

等とするものである。

3 告訴時の被告訴人

検察審査会申立に係る告訴人（本件申立人についても、以下「告訴人」とする）らは、平成24年（2012年）6月11日提出の告訴状と追加書面において、

- ・東京電力役員15名
- ・法人としての東京電力株式会社
- ・国（原子力安全委員会，原子力安全・保安院，文部科学省）の行政機関職員15名
- ・福島県放射線健康リスク管理アドバイザー3名

の合計33名と1社を、被告訴人として告訴した。

しかし、検察審査会への審査に当たって、市民によって構成される検察審査会の審理がより深まり充実したものとなるように、論点が明確になり的確な判断がなされるように、審査対象を限定し、この点についてのみ、判断を求めることとした。

このような判断の前提としては、個人の役割と行動が特定できる関係資料がほとんど得られなかったことも理由として上げられる。

4 日本を歴史を忘れた社会としないために

平成26年（2014年）12月26日の新聞紙面には、25日の政府事故調の調書の第三次公開に関する記事と検察が再度本件を不起訴にする見通しとする観測記事が掲載された。

いずれも、本件捜査の帰趨に関する由々しい内容のものであった。この記事に関して歴史学者の保立道久氏は次のようなブログを公開されている。

同氏は東京大学史料編纂所の所長を務められ、歴史資料のデータベース化に大きな功績を残された方であり、平安時代の王朝文学の研究者としても著名な方であるが、東日本大震災の後には『歴史のなかの大地動乱 奈良・平安の地震と天皇』と題する岩波新書を刊行されている。以下保立氏の論考を引用する。

「今日の東京新聞の一面によれば、10年前、2009年ごろから東日本大震災と同じクラスの貞観地震（869年）の危険性が原子力安全保安院の内部でも問題になっていた。地震学の側の指摘をうけて保安院の小林勝・耐震安全審査室長が、貞観津波の再来リスクを検討するように保安院幹部に提案したが、「あまり関わるとクビになるよ」と釘をさされた。電力会社の圧力も強いというのである。

政府事故調に対する証言ということである。

ようするに、まさに想定外ではなかったということであり、保安院はそれを知っていて無視したということである。

同じ新聞のラストの面には、「東電、旧経営陣、再び不起訴へ」という記事が載っている。

昨日の東京新聞には東電に賠償増を要求していた浪江町民のうち、死亡者が238人に達するという記事があった。東電は、これまで2回、和解案を拒否し協議が続いているということである。

こういうのは仁義もなにもないということであろう。

まず、公務員については、これはその職責に反する。公務員法にある「全体の奉仕者」という規定に反する行為である。これは普通の倫理でいえば、最低、給料返上ものである。政府事故調査委員会は、そういう趣旨を証言者に対して述べていないに相違ない。

この保安院幹部とは誰なのか。それは、欧米の（という言い方が残念だが）の議会であれば、当然に議会喚問の対象となる。日本の国会でも、国政調査権を発動するべき問題であることは明らかである。

「東電の経営陣」は、これで何の社会的サンクションも受けていない。東京新聞の記事には、福島第一原発の事故時の所長であった吉田氏も、津波情報を知りながら、取り上げなかったとある。その間に人が死んでいく。

問題は、もちろん、これが「犯罪」かどうかということであるが、実態を社会的に明らかにすることと、責任の究明が十分でないというのが、その前提である。どこにどう責任があったかを徹底的に明らかにするという感じ方なしには、その議論はできない。

法治主義の前提には、ともかくも理屈が通り、物事をあまりに曖昧にしないということがあるはずであろう。ものごとを曖昧にしないために法の権威という物はあるのである。こういうことが続くと（すでに続いている訳であるが）、法というものの前提が崩れる。

そういうことを法学の方々は、どう考えているのであろう。これを自己の職能が否定されていると感じないのであろうか。こういう風潮は法の否定であるということを感じないのであろうか。歴史学者は、日本の社会について「歴史を忘れた社会」という言い方をよくする。法学界にとっては法治主義の考え方が根付いていない社会という考え方はしないようである。これはどういうことなのであろう。

こういうことが続くこと社会の耐性のようなものが切れていくのではないか。話の筋が通らないということが社会の局面であまりに赤裸になると、個々人の生きていく上での耐性のようなものが切れやすくなるのではないだろうか。私たちの社会の根本問題である。」（甲26 保立道久の研究雑記 <http://hotatelog.cocolog-nifty.com/blog/2014/12/post-de84.html> 下線は代理人。以下も同じ。）

長年にわたって日本の歴史と向き合ってきた歴史学者の警告を、検察官

も我々弁護士も、法学の徒として謙虚に受け止めなければならないのではないだろうか。

5 次々に明らかになる新証拠

添田孝史氏が平成26年（2014年）11月に岩波新書「原発と大津波 警告を葬った人々」を出版された。この著書と同氏の提供文書にもとづいて多くの新事実が明らかになった。

その後、12月25日には127通の政府事故調の調書が公開された。その中には、本件と密接に関連する情報が隠されていた。

次々に明らかになる重要証拠によって、想定を超える津波が来る可能性があることは、東電と保安院の共通認識となっていたことがますます明白となってきた。

今回の第二次告訴は、新たに明らかになった情報を集約すれば、東電の幹部4名の起訴を決断することはもちろん、彼らと共同責任を負うべき、東電の幹部、保安院の幹部、氏名不詳であるが、原子力安全委員会と電事連の津波対策担当者らの極めて重要な共同責任が明瞭に浮かび上がってきたのである。

これらの重大な刑事責任を負うべき者を刑事起訴し、公開の法廷において、その刑事責任を明らかにすることこそが、日本の刑事司法に対する原発事故被害者と多くの市民の司法に対する信頼をつなぎ止めるための唯一の途であると確信する。

6 東京電力による津波対策先送りこそ、事故の原因

告訴人らは先行事件の検察審査会への申立にあたって、被告人は、本件事故以前に原子力発電を担当していた東京電力役員の中から、次の者に限定した。対象となる罪名は、検察庁が成立の可能性を否定していない、業務上過失致死傷罪に限定することとした。

検察審査会において、審査を求める被疑者（告訴における被告訴人であった者（以下、本書面においては、「被告訴人」とする）は以下のとおり。

- （１）勝俣恒久
- （２）鼓紀男
- （３）小森明生
- （４）武藤栄
- （５）武黒一郎
- （６）榎本聡明

なお、吉田昌郎は、事故後の収束作業に従事し、その後ガンを発症し死亡したため、刑事責任を問うことができない。

しかし、後述する平成２０年（２００８年）に高さ１５メートルを超える津波があり得るという試算の後に、津波対策が検討された際、「試算の結果に過ぎず、実際には（巨大な）津波は来ない」として対策を見送り、土木学会に念のために検討を依頼したとされる。この際、社内には、沖合に防潮堤を築くという提案があったにもかかわらず、これを見送る決定がなされたとされているが、この決定は、被告訴人の武藤栄（当時原子力立地副本部長）と吉田昌郎（当時原子力設備管理部長）であったと報じられている¹。今回の被告訴人とした東京電力の津波対策担当の酒井俊朗、高尾誠、西村某らは、この経緯に深く関わっている。同人らが、専門家として、早期の対策が必要であることを強く主張していたならば、津波対策が先送りされる事態を防ぐことができた。

吉田氏は、要求されなければ、この試算結果を原子力安全・保安院にも伝えないように指示していたとされている。被告訴人西村は、平成２１年（２００９）年６、７月における１Ｆ３の耐震バックチェック検討作業において、東電を代表して委員の質問に答えている。これらの会議においては津波の危険性が議論されたにもかかわらず、吉田氏の上記の指示どお

¹ 政府事故調中間報告書 ３９５頁～３９９頁ほか

り、この平成20年（2008年）の計算結果を完全に秘匿し、全く説明をしなかった。被告訴人酒井、高尾らは、このような津波対策の先送りの案を立案した当事者であり、またこの対策先送りの一部に組み込まれている土木学会の津波評価部会にも所属し、東電の津波対策を骨抜きにするために活動した者たちである。

7 15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の4日前

平成22年（2010年）11月に保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状について説明をするように要請したとされる。

これに対して、平成23年（2011年）3月7日、東京電力は保安院に対して、明治三陸地震：O.P.+13.7m～15.7m。延宝房総沖地震：O.P.+13.6m）、貞観津波：O.P.+8.7m～9.2m）と報告した。事故のわずか4日前である。なお、3・11の事故当時の福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mであった。

平成23年（2011年）3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、

平成23年3月7日
東京電力株式会社

福島第一・第二原子力発電所の津波評価について

取扱注意
お打ち合わせ用

1. 基本方針

- ①発電所の津波対策については、土木学会原子力土木委員会津波評価部会における審議状況、貞観津波を視野に入れて社内検討を実施する。（現在検討中）
- ②発電所の津波評価については、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂時期（平成24年10月改訂予定）、バックチェック最終報告の時期に応じて適切に対応する。

2. 発電所の津波対策に関する現状の社内検討状況

- ①津波対策工（防波堤・護岸の強化、建物・構築物の新設、ポンプの水密化など）に関する検討
- ②津波対策工を考慮した津波評価の合理化に関する検討

津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mに達した。東京電力およ

び被告訴人である取締役らは、幾度となく福島第一原発における津波高の試算を繰り返し、警告的な数値を得ていた。それらをひた隠しにして、何らの安全性強化策もとらずに、国の規制当局のたびたびの催促によって、ようやく渋々と試算結果を報告したのは震災の4日前だったのである。その間、津波が想定を超えた場合には、原発に破滅的な損害を与えることについても、市民団体や株主らから度々警告されていた。

今回、政府事故調の調書の一部開示により、新たに明らかとなった保安院小林勝氏の調書において、平成23年（2011年）3月7日に、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東電の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていたことが判明した（甲23の2 12頁）。

東電が2008年試算結果を保安院に提出しなかったことと、結果回避措置がとられなかったこととの間にダイレクトな因果関係があることが裏付けられたのである。

そして、本件事故発生後5か月半にわたって、東電は上述の3月7日の保安院に対する報告を、秘密にして隠し続けていた。その間、東電は、本件事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東電には法的責任がないとの主張を繰り返していた。事故後も隠ぺいは続いたのである。

第2 東電の津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた新たな証拠

1 岩波新書『大地震と津波警告を葬った人々』の告発

津波の事前想定が可能であったかどうかに的を絞って、岩波新書『大地震と津波警告を葬った人々』（甲13）が、平成26年（2014年）1

1月20日に発行された。

著者は添田孝史氏である。大阪大学大学院基礎工学研究科修士課程修了のサイエンスライターである。「1990年朝日新聞社入社。大津支局，学研都市支局を経て大阪本社科学部，東京本社科学部などで科学・医療分野を担当。97年から原発と震災についての取材を続ける。2011年に退社，以降フリーランス。東電福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した。」という経歴の持ち主である。

この著書は，著者自らの取材と政府に対する情報公開請求にもとづいて，国会事故調の報告書を補充した内容であるといえる。この著書は，一人のジャーナリストが，情報公開とインタビューという古典的取材手段を駆使して，原子カムラが必死に隠してきた原発の津波対策に関する膨大な作業と，その中で電力と保安院，推本，中央防災会議，そして，地震や津波の専門家の行動とやりとりを浮かび上がらせている。

2 検察不起訴決定の事実誤認

同書は，不起訴処分の基礎となる事実認識に二点の重大な事実誤認があることを指摘し，検察による不起訴決定を強く批判し，検察審査会の議決は「明快」とであると評価している。

添田氏の批判の第一点は福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が，長期評価以前に存在していたということであり，第二点は後述する推本の見解を取り入れて対策工事をした原発はないという理解は事実と反するということである。

3 1997年7省庁手引きは，福島県沖の津波地震を想定していた

福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が，長期評価以前に存在していた。それも，専門家の見解というだけでなく，政府の7つの省庁が共同で作成した手引きという形で存在していたのであ

る。

検察庁の判断の誤りの「一つは、東京地検が「長期評価のほかには、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見は見当たらない」としている点だ。第1章で述べたように、一九九七年の七省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定している。政府の公式報告書を見落とすような捜査では、告発した被災者の納得は得られないだろう。」（甲13 183頁）

ここに指摘されている7省庁手引きとは、平成9年（1997年）に建設省など7つの省庁がまとめた津波想定方法で、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」とされる（甲6）。概要がプレスリリースされているが、この資料の全体は平成26年7月に添田氏の情報公開によって明らかになった。ここでは、日本海溝の津波地震を予測していた（甲13 18頁）。

この手引きについて、翌平成10年（1998年）3月には、政府は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」と「地域防災計画における津波防災対策の手引き」を各自治体に通知している（甲13 23頁）。

平成9年（1997年）7月25日の電事連津波対応WG資料では、福島第一で8.6メートルの想定がなされている（これは後の計算では13.6メートルとされている）（『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1280頁，甲7）。

この報告書について電事連は「プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波も加えている。」「この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所において、津波高さが敷地高さを超えることになる」と正確に分析している（甲13 25頁）。

また、電事連は次のように分析している。「この調査委員会（七省庁手引きをとりまとめた委員会）の委員には、MITI顧問（通産省原子力発電技術顧問）でもある教授が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の精度は倍半分（二倍の誤差がありうる）と発言している。」「こ

の考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えることとなる」と正確に分析していた（甲 13 27頁）。

ここに記載されている顧問とは、首藤伸夫東北大教授と阿部勝征東大教授の二人である（甲 13 29頁）。

首藤教授は雑誌『海洋』1998年号外No. 15に「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」と題する論文を掲載している（甲 14）。対象津波について、「信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波」のほかに、「地震地体構造論や既往最大地震断層モデルの相似則などの理論的考察が進歩し、対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え、地震観測技術の進歩に伴い、空白域の存在が明らかになるなど、将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきた」いるから、こうした「現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波」をも取り上げ、両者を比べた上で常に安全側になるように、沿岸での水位が大きくなる方を対象津波として設定することを奨めている。」

4 2000年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示されていた

さらに、同書において、衝撃的な報告書が公にされている。それは平成12年（2000年）に作成された電事連の「津波に関するプラント概略影響評価」である（甲 8 国会事故調参考資料編 41頁）。

この報告は、平成9年（1997年）6月の通産省の指示に対応して、平成14年（2002年）2月に電事連内の総合部会に提出されたものである。解析誤差を考慮して想定値の1.2倍、1.5倍、2倍の津波高さで原発がどう影響を受けるか調べている。同書の31頁に掲載された評価結果は衝撃的である。

全国の原発の中で、想定値の1.2倍で影響があるとされているのは福島第一と島根1,2号の二原発だけなのである。想定値の1.5倍で影響があるとされているのは、この二原発に加えて女川、浜岡、伊方、東海第二である。想定値の2倍で影響があるとされているのは、6原発に加えて、東通、柏崎1-4、美浜、川内、となっている（甲13 30-32頁）。

つまり、東電は、既に平成12年（2000年）の段階で、福島第一原発は全国の原発の中で、最も津波に脆弱な原発であることを知っていたこととなる。しかし、この報告書が通産省に提出されたかどうかは明らかになっていないという（甲13 32頁）。

5 土木学会は完全に電力によってコントロールされていた

この影響評価をなきものとするための工作の場が土木学会の津波評価部会における検討であった。

まず、この津波評価部会には、津波の専門家である首藤氏が参加していたが、委員幹事合計31名のうち地震学者は一名しかおらず、13人が電力会社、5人は電力の関連団体に所属していた（甲13 98頁）。まさに、電力関係者に牛耳られている組織であった。平成13年の委員名簿を添付する（甲15）。被告訴人酒井俊朗、高尾誠も含まれている。

また、その津波に関する土木学会手法の研究費の全額（1億8378万円）と手法の審議のための学会への委託費用（1350万円）の全額が電力から支出されていた（国会事故調報告書92頁 東電の書面回答による）。

平成12年（2000年）11月3日の第6回会合に評価部会幹事団（10人中2人が東電社員、一人は東電子会社員、三人は電力中央研究所員）は、数値誤差を見込まない安全率一倍とする基準を提案した（甲13 35頁）。電力関係者が過半数を占める幹事会で、首藤、阿部両顧問の「倍半分」を否定した基準を否定したものだ。この点に関して、先日公開された今村文彦東北大学教授の政府事故調に対する聴取結果書（甲12）には次の

記載がある。

「Q：第6回の部会で、補正係数を1.0としてよいか議論してくれとコメントしたのは誰か」

「A：首藤先生。

安全率は危機管理上重要。1以上必要との意識はあったが、具体的に例えば1.5にするのか、従来の土木構造物並びで3まで上げるのかきめられなかった。本当は議論しないといけなかったのだが、最後の時点での課題だったので、それぞれ持ち帰ったということだと思う。」

まさに、科学的には1以上必要であることは明らかであったにもかかわらず、委員の多数をしめる電力によって、科学者たちは黙り込まされてしまったのである。

この基準について首藤氏は、「補正係数の値としては議論もあるかと思うが、現段階では、とりあえず1.0としておき、将来的に見直す余地を残しておきたい」と述べたとされる（甲13 35頁）。同書の41頁以下には、このような基準を最終的に是認した首藤氏に対する、インタビューが掲載されている。まさに、首藤氏は電力の虜となり、自らの科学的良心をも裏切って自ら発した警告を葬ってしまったと言わなければならない。そして、首藤氏が約束した、このような見直しが行なわれることもないままに、我々は3・11を迎えたのであった。

そして、この土木学会手法に従って、平成14年（2002年）3月には福島第一原発で想定される津波高さを5.7メートルに見直し、これに合わせて6号機の非常用海水ポンプ電動機をわずか20センチかさ上げる工事を行った（甲13 40頁）。まさに、アリバイ的な対策が講じられたのである。この馬鹿げた対策工事の経過そのものが、東電の「長期評価」つぶしの一環であったことがわかる。

6 武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審

査会議決は正当である

以上の経過を見れば、平成20年（2008年）の段階で、この問題をもう一度土木学会に投げて検討を依頼するようなやり方が、まともな態度であるはずがない。土木学会とは、電力関係者の虜となり、その意見を第三者的な意匠のもとに行動するための操り人形に過ぎなかったことは、以上の経過から明らかである。

この経過について、議決は次のように判断していた。

「東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。…東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。／地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これを襲来することを想定し、対応をとることが必要であった。」（議決書8頁）

東京電力は、推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても試算が現実には起きるとは思わなかった、念のために土木学会に検討を依頼しただけであるなどと言いつつしていた。検察庁はこのような不合理きわまりないいいわけをそのまま認めてしまった。

これに対して、検察審査会は、市民的良識を發揮し、東電の役員たちは、対策が必要であることはわかっている、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定している。

土木学会手法の問題点は、そもそも電力関係者に支配された組織構成の下で、もとより公正な審査は望みようがないものであった。さらに、先に

見たように、土木学会手法は福島沖のプレート境界地震を否定していること、安全率を全く考慮していないことなど、科学的にも著しく不合理なものであった。このような誤った手法が採用されたのは東電関係者などの電力関係者の工作によるものである。この手法に科学的合理性がないことは、工作者である電力関係者自身が十分認識していたはずである。

まさに、被疑者武藤と武黒は明らかに本件事故のような深刻な災害を予見し、その回避のために必要な対策とその予算についても具体的に検討しながら、その対策に要するコストと時間、そして一定期間の運転休止を見込まなければならないという事態のなかで、自社の利益のために問題を先送りするためにみずからの配下ともいえるべき土木学会に検討を委ねたのである。これは、故意にも近い極めて重大かつ明白な過失である。

7 他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた

東京地検が「他の電力事業者においても、地震本部の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じたことはなかった」としている点も間違っている。

茨城県は独自の津波浸水予測を平成19年（2007年）10月に公表した。もとになったのは、地震本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震（1677年）だ。茨城県は、この津波地震が房総沖から茨城沖まで伸びる震源域で発生した場合（M8.3）を予測。その結果、東海第二原発（日本原電）の地点では、予想される津波高さが5.72メートルとなり、原電が土木学会手法で想定していた4.86メートルを上回った。茨城県に自社より厳しい津波想定を公表されてしまい、原電は対策見直しを余儀なくされる。

そこで津波に備えて側壁をかさ上げする工事を平成21年（2009年）7月に開始し、工事が終了したのは東北地方太平洋沖地震のわずか二日前だった。長期評価にもとづく茨城県の予測に備えていなければ、東海第二原発もメルトダウンしていた可能性が高い（甲13 183-184頁）。

「東北電力の女川原発も、地震本部が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震(1611年)がもっとも大きな津波をもたらすとして、以前から対策をとっていた。したがって長期評価の津波地震に備えていなかったのは東電だけだった」(甲13 184頁)。

「中央防災会議が津波地震を防災の対象にしていなかったから、福島第一原発も備える義務はないとする東京地検の考え方も不合理だ。中央防災会議は住宅など一般的な施設の防災を対象にし、災害を想定している。一方、原発はもっと発生頻度の低い、厳しい災害まで想定する必要がある。前述したように原電も東北電力も、中央防災会議が想定からはずしていた津波地震を想定していた。中部電力の浜岡原発も、中央防災会議の想定より厳しい揺れを想定していた。ほかの多くの原発は中央防災会議より厳しい災害を想定していたのに、東電だけが中央防災会議レベルで留まっていたにすぎない。」(甲13 184頁)

検察による不起訴決定は誤った事実認識のもとになされたものであり、その見直しは必須である。

8 保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」としていた

(1) 土木学会による津波高さの1.5倍程度の想定を求めていた保安院
平成18年(2006年)6月29日にまとめられたとみられる「内部
溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)」(甲9)には次のように記されている。

「土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。」

「土木学会による津波高さの1.5倍程度の(例えば、一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する)を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする(AM対策との位置づけ)。

「対策を講じる場合、耐震指針検討に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、二年以内の対応となるのではないか。」（甲13 131頁）

この文書は極めて重要である。土木学会による津波高さの1.5倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくことが保安院の方針とされていたことが明確となった。

前記の平成12年（2000年）の電事連の試算から明らかなように、福島第一は1.2倍の想定でもアウトであった。1.5倍では確実にアウトであり、この対策が確実に実施されていれば、福島第一原発事故は避けられた可能性が高い。

（2）「必要ならば対策を立てるように指示する。」

平成18年（2006年）9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されている（第54回安全情報検討会資料）（甲13 131-132頁、甲16）。

平成18年（2006年）1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていた（甲13 132頁）。

この保安院の対策が徹底されていれば、事故は防ぐことができた。なぜ、この対策がなされなかったのかといえ、東電など電事連の圧力に保安院が屈したためである。

(3) 貞観地震の津波対策がバックチェックの最大の不確定要素だったことは保安院と東電との共通理解だった

この本には、もっと驚くべき証拠も掲載されている。それは、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールである(甲10)。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長(寺坂信昭)、次長(平岡英治)、黒木(慎一)審議官に話しておきました。」

「貞観の地震についての研究はもっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」(甲13 143-145頁)

このメールは、福島第一のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかる。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対

策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。

ここまでの証拠がありながら、検察が被疑者らを起訴できないはずがないではないか。

9 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識

(1) はじめに

平成26年(2014年)9月11日に政府により福島第一原発所長(当時)吉田昌郎氏(以下「吉田所長」という。)に係る聴取結果書(以下「吉田調書」という。)が開示された。この調書には事故対応だけでなく、事前の津波対策についても、吉田所長の認識が述べられている。

先行事件において、9月に提出した上申書では、吉田調書の意義として、武藤、武黒の両氏だけでなく、勝俣氏も津波対策の関係会議に出席していたことを指摘する部分を抽出して指摘した。今回は、吉田調書に述べられている吉田氏をはじめとする東電幹部たちの津波のリスクに対する意識そのものの問題点を指摘することとしたい。

(2) 土木学会の中にも福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという見解があった

この津波の検討は土木学会の今村氏から平成20年(2008年)2月末に福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという話があったという質問者の指摘を「そうだと思います」と肯定している(甲3 平成23年11月30日付吉田調書4頁)。この点は、土木学会内にもこのような慎重な意見があったことを示すもので、極めて重要な指摘である。

当時、「中越沖地震対策会議」が社長、会長、武藤、武黒、吉田らで話し合う会議が持たれていた。当時の会長は田村、社長は本件被疑者勝俣である。最初は毎日会議が持たれていた。平成20年頃には月1回の会議で

あった。この中で、津波対策の費用も議論されていた（甲3の9～12頁）。

また吉田調書によれば、「太平洋側の場合は、いろんな学説が今、出しておいて、大きい津波が来るといふ学説もあります。それをベースに計算すると、今、想定している津波高の、…要するに、今、想定している5m何十cmという設計のベースよりも大きい津波が来る可能性が否定できない。…場合によっては高い津波が来れば、それなりの対策が必要です。…かなり桁の大きいお金が来ますよということを説明した」（甲3の17頁）

（3）なぜ、東電は自前の計算にもとづいて対策できなかったのか

この疑問についても吉田調書において以下のようなやり取りが認められる。

○質問者 その辺の実態があれなんですが、土木学会のそういうものなしに、東電の自前の試算に基づいて設計を変更して、例えばかさ上げをはかるといふことといふのは、現実的ではないんですか。

○回答者 例えばバックチェックを出すときに、国に説明をするときに、何に基づいてやったのかということになるわけです。すべてのものがそうなんですけれども、国に書類を出すわけです。国というのは保安院ですけども、そこに書類を出すときに、その決定根拠を示さないといけないんです。そのときに何もスタンダードがなくてこうしますという話は通らない。ほかの電力さんの評価とか、オールジャパンで共通な考え方をしているんです。地域別はあるんですけども、地震だとか津波については、こういう考え方で、これに基づいてこういう地震動を考える、もしくは津波高さを考える。だから、設計や改造はこうしないといけないし、今のままでも恐らくもちますという議論をしないといけないわけです。スタンダードがないわけですから、そこをまずはっきりつくってもらう。それが一番最初にあると思います。（甲11 平成23年8月16日付（事故時の状況とその

(4) 女川で対策して福島第一で対策しないことはあり得るのか
続いて、この疑問については以下のような質疑がなされている。

○質問者 例えば貞観津波の波源を考えたときに、女川とかだったらまた違うんですか。

○回答者 違います。

○質問者 それは位置があれなんですか。

○回答者 近いです。

○質問者 女川で考慮、して、1Fで考慮、しないということもあり得るんですか。

○回答者 あります。波源がそこだとすると、例えば女川には10mの津波が来たとしても、同じ波源で福島に来るには結局4mとか3mぐらいになっている。これは計算で出てきます。

○質問者 例えば女川では貞観津波を考慮に入れているから、それをぽんと福島の方にもってきて、それがきたとしてやったというのでは、ちょっとあれなんですか。

○回答者 福島県沖の波源というのは今までもなかったですから、そこをいきなり考慮、してやるということは、仮想的にはできますけれども、原子力ですから費用対効果もあります。お金を投資するときに、根拠となるものがないですね。それだったら、極端なことをいえば、福島沖にマグニチュード9の地震が来ますとなったら、20mぐらいの津波が来る。だから、起きようによっては、幾らでもあの計算からすれば来るわけです。何の根拠もないことで対策はできません。

○質問者 それを考えるとときの根拠というか、1つは対保安院への説明ですか。

○回答者 それもあるし、専門家の意見です。専門家の意見として、要す

るに貞観津波とおっしゃっている先生は、貞観のあそこで出た場所で起こり得る可能性があると言っているわけだから、この影響は福島にどれぐらいですかとちゃんと調査しているわけです。だけれども、そのほかの推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示（ママ）を得られるかということ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。事業者としてわからないわけですから、専門家集団の中で決めてもらえば、そのルールに従ってやりますということになります。

それから、保安院どうのこうのよりも、そういうルールで決めたことについては保安院さんに報告しても、保安院は納得しますからということ先ほど言ったわけで、別に保安院を気にしているわけではなくて、専門家の意見です。」（甲 11 の 18 - 19 頁）

この見解は一見もったもらしい。

しかし、吉田氏は、土木学会を使い、推本の長期評価を潰してきた張本人である。その工作の裏表を知り抜いていながら、このような建前論を述べていることは、白々しいというほかない。

（5）津波を20メートル想定すれば、廃炉するしかない

○質問者 極端な話、今、費用対効果の話が出ましたけれども、例えば原子力発電所で、今、何事につけてもすべて超保守的に考えて、ほとんど起こり得ないかもしれないけれども、万が一起きたときのことを考えて、防潮堤は基準にすると20mまでにしなければいけませんとか、すべてのものをかさ上げしなければいけません。海水のポンプなども高いところにして、そこからずっと下に下して、そこをポンプでやらなければなりませんとなると、設備投資がどんどんかさんできますね。

○回答者 20mの津波といったときには、基本的に廃炉にしないとだめ

です。あの立地だと、抜本的にだめです。

○質問者 1 F 自体が無理になりますか。

○回答者 はい。(甲 1 1 の 1 9 頁)

三陸海岸に高さ 3 0 メートルを超える津波が想定されていたのに、同じプレート境界の福島に、高い津波が来ないという想定の方が非常識である。まさに、本来は、福島第一は廃炉とすべきだったのである。

(6) 1 5 メートルなら防潮堤で対応できたかもしれない

○質問者 今回のようなもの、1 5 m ぐらいの津波に耐えられるようになるためにはどうですか。

○回答者 前に波源が福島県沖に来るとして考えたのが 1 0 m ぐらいです。ね。

○質問者 はい。

○回答者 あれだったら、何とか防潮堤をつくって波を逃がすということはできると思うんですけども、今回のものは本当にできるのかどうか分かりません。」(甲 1 1 の 1 9 - 2 0 頁)

1 5 メートル程度の津波は、この地域のプレートの状態から判断すれば、むしろ控えめとも言える想定であった。これに対応する工事をしておけば、破局は避けられたのである。

(7) 原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ち

○質問者 例えば今回 1 F 自体がどうなるかというのは、そのまま運転できるかというのと、とてもではないけれどもという状況かもしれないですけども、女川とか全国にいろいろありますね。玄海の方とか、九電とかありますね。ああいうところで 1 0 m とかね。

○回答者 それはまた極端な意見で、要するに日本国どこでもマグニチュ

ード9の地震が起こり得ると言っているのと同じことで、それだったら、その辺の建物は全部だめなわけです。原子力発電所だけではないです。直下に起こることも考えれば、何もできません。だから、各号機ごとに、各発電所ごとに立地条件に応じた津波規模だとか地震規模、どんな断層があるかで変えてきているというのが今までの発想です。(甲11の20頁)

ここで、吉田氏は原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ちに落ちている。原発はいったん事故を引き起こせば取り返しがつかないので、万が一にも事故を起こしてはならないという基本がわかっていない、驚くべき低レベルの安全認識であるというほかない。

(8) マグニチュード9の地震を想定した者はいないことが言い訳となるか

○質問者 今、この原発で貞観津波を考えているのに、1Fで考えていないのはおかしいとかね。

○回答者 それは全然論理がおかしくて、貞観津波を考えて調査をしたら、4mとかそれぐらいしか来ていないから、貞観津波があな場所波源となってくれば、それはそのレベルだから、我々としてはいいだろう。だけれども、貞観津波を起こした地震のマグニチュードよりももっと大きなものが来たわけですから、マグニチュード9が来た。日本の地震学者、津波学者のだれがあそこにマグニチュード9が来るということを事前に言っていたんですか。貞観津波を考えた先生たちもマグニチュード9は考えていないです。それを言い始めると、結局、結果論の話になりますと言いたいです。(甲11の20頁)

「今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいですけれども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分もつという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところ、マグニチュード9が来ると言った人は、

今回の地震が来るまではだれもいないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。」(甲11の21頁)

「○回答者 もう一ついうと、貞観津波で想定していたマグニチュードよりもっと大きいものが来たというのが違うところがあるわけです。

2つあって、マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。

それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。」(甲11の22頁)

このような判断は、原子力の安全性評価のあり方として、完全に誤っている。しかし、このような誤った認識が記録され、公表されたことに大きな価値がある。

この点について、添田氏は次のように論評している。

「確かにマグニチュード9を予想した人はいなかったのですが、2008年の論文ではマグニチュード8.4は考えていた。その予測でも津波は敷地高さを越えていたわけです。原発の被害を考える時、マグニチュード9まで予測する必要はまったくなかったのです。このあたりの吉田さんの話は支離滅裂なのですが、政府事故調で質問している人は、気づいていないのか、突っこんで聞いていません。」(『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1281頁)

このとおりである。つまり、確かにマグニチュード9の地震が起きると予測した研究者はいなかった。しかし、福島沖を含めて、マグニチュード8クラスの地震が起きることは地震調査研究推進本部も予測していたし、さかのぼれば、7省庁手引きでも同じことが指摘されていた。吉田氏はこ

のことを知ってか知らずか、混同して話しているのである。そして、予測されていた福島沖のM8クラスの地震に対する対策がとられていれば、高さ15メートルという津波の高さが一致していたのであるから、原発は守れたのである。

(9) 土木学会での検討はフォローせず

「○質問者 土木学会に東電が依頼されていますけれども、依頼後に土木学会がどの程度議論していたのかという話です。

○回答者 それは全く知らないです。

○質問者 それはわかりませんか。

○回答者 はい。」(甲11の22頁)

もし、本当に重大な検討を依頼したのなら、フォローするはずである。にもかかわらず、責任者でありながら、全くフォローがなされていない。この答えの中に、この土木学会への検討依頼が、時間稼ぎでしかなかったことが、はからずとも露呈している。

(10) 保安院は手を拱いていたのか

「○質問者 保安院などから、そういうことに対して何か示唆なりをすることはあるんですか。もうちょっと上げた方がいいのではないかとかね。

○回答者 それは私が部長でいたときですか。

○質問者 部長でいたときです。

○回答者 ないです。

○質問者 そういうものはないんですか。

○回答者 保安院さんもある意味汚いところがあって、先生方の意見をよく聞いてということになるわけです。最終的にバックチェックにしても何にしても、保安院が決定しないわけです。彼らは汚いからね。結局、耐震評価小委員会などをつくって、先生を並べて、電力に資料をつくらせて、

報告して、そのあら探しをして、部分的にコメントが付いたところだけ何とかしろと、ここだけ説明しろとか、これだけです。要するに、保安院として基準を決めるとか、そういうことは絶対にしないです。あの人たちは責任をとらないですからね。

○質問者 どちらかというと、事務局的な感じでやって、有識者みたいな者を並べて、その人たちに検討してもらって、そこで何か意見が出たら、それについて何とかしなさいというスタンスなんですね。

○回答者 そうです。

○質問者 何か相談に行ったときに、保安院として、これはこうした方がいい、ああした方がいいみたいな感じにはならないんですね。

○回答者 ならないです。

○質問者 それは津波に限らず、そんな感じですか。

○回答者 全部そうです。絶対に保守的です。保守的というのは、今までのやり方を変えようとしなないという意味での保守的ですから、独断的にだれかの意見を取り上げて変えていくということもないですし、なおかつ失点をしないようにするためには、広く先生の意見を聞いて、そこで総意が得られたので、それに基づいてとういうふうに決定していますという形になっているんです。」(甲11の25-26頁)

この証言が事実であるかどうか、かなりの疑問がある。『大地震と原発 警告を葬った人々』の中には、保安院内部で津波の危険性について強く発言していた高島賢二氏に対するインタビューが採録されている(甲13 126頁以下)。

また、平成18年(2006年)頃には保安院自体が、電力会社にかなり厳しく早期の対策を迫っていたことが、保安院自体の記録から裏付けられることは「8」で前述したとおりである。吉田氏が原子力設備管理部長に就任したのは平成19年(2007年)であるが、直前の経過を引き継いでいないはずがない。

東電の無策は際立っており、保安院はこのことを認識しながら、その圧力に屈していた。本件事故の主たる原因を形作ったものが東電幹部たちの津波対策のサボタージュと無策の理由づくりのための土木学会や中央防災会議などへの工作に明け暮れていた点と、このような実態を知らながら対策をきちんと命じることができなかった保安院幹部らにあることは明らかである。

10 検察は巨悪を眠らせるな

本件の真相解明を求め、刑事告訴・告発の代理人を務めてきた当職らも、添田氏の著書の内容には本当に驚いた。耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたのである。

岡村行信氏は「佐竹ほか2008」の論文をもとに、耐震バックチェックの過程で貞観地震に対応した地震と津波対策の見直しを具体的に求めていた。総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波，地質・地盤合同WGの32回（甲19 2009年6月24日）において問題提起があり，第33回（甲20 2009年7月13日）の審議の中で，東京電力担当者が福島第一原発5号機と福島第二原子力発電所4号機の「耐震安全性に係る中間報告の評価について」とする報告を説明し（合同W33-2-2など），その中で869年貞観地震による地震動と津波の影響の二回にわたって委員間で討論がされている。

その中で岡村委員は，次のような問題を提起した。「佐竹ほか（2008）で指摘されている貞観地震を今の知見で考えると，連動型地震と考えるのが妥当であり，そういう地震は，短い間隔で普通に起こっている震源域の，複数の震源域が同時に破壊することで起こるのだろうと言われてい

る。」

しかし、この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかったのである。この議論が行われた時点では東京電力は自らこのような地震が発生した際には津波の遡上高が15メートルにも達することを明確に認識しつつ、議論をはぐらかしていたのである。

そして、裏では、保安院の森山氏は、前記のようなメールを送り、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたというのである。まさに、語るに落ちたとはこのことではないか。

森山審議官のメールから、保安院幹部らが本件事故を予見していながら、問題を先送りしていたことが明らかであり、同氏も明らかに起訴しなければならないことが明確となった。告訴人らが、第二次告訴を決意した大きな理由もここにある。

このメールの宛先となっており、当時の保安院における1F3の津波審査の責任者である名倉審査官も明らかに起訴しなければならない。被告訴人名倉氏は間違いなく政府事故調の最も重要な調査対象とされたはずであるが、自らの調書の公開を拒み、真相解明を妨害している。後述する小林室長とは全く異なる対応をしている。反省が認められず、極めて悪質である。

1 1 このままでは事故を繰り返す

添田氏は、前掲書の「エピローグ」で次のように感想を述べている。極めて重要な指摘であるから、そのまま引用する。

「私は、東電福島原発事故のあともしばらくは、エネルギー政策を急転換させることによる弊害や、原発に依存してきた立地自治体の経済状況を鍛えて、建設年代や立地場所から判断して相対的にリスクの小さい原発を少数再稼動（ママ）させることはやむを得ないのではないかと考えていた。

しかし規制当局や東電の実態を知るにつれ、彼らに原発の運転をまかせるのは、とても怖いことを実感した。間違えば国土の半分が使い物にならなくなるような技術を、慎重に謙虚に使う能力が無い。しかも経済優先のため再稼動（ママ）を主張し、科学者の懸念を無視して「リスクは低い」と強弁する電力会社や規制当局の姿は、事故後も変わっていない。防潮堤をかさ上げすれば済む話ではないのだ。

彼らは、柏崎刈羽原発、福島第一原発と二度も大地震に襲われたのだから、しばらくは大きな災害はないだろう、と高を括っているにすぎない。日本列島はマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震が起きたことで、地震や火山活動が活発化し、これまでの経験則が必ずしも適用できなくなっている。しかも日本が集団的自衛権を行使するようになれば、テロの脅威も格段に高まるだろう。二度あることは三度あると考えて備えなければならぬが、彼らにその自覚があるように見えない。」（甲13 203-204頁）

まさに、そのとおりである。

そして、3・11後に、このような電力事業者の慢心を生んだ最大の原因こそ、検察庁が本件の捜査によって真実を明らかにすることができず、起訴の判断ができなかったためである。どんなひどい事故を起こしても、自分たちは治外法権に守られていると、電力事業者は思い始めている。まさに巨悪を眠らせているのである。検察官には、このことを自覚して欲し

い。

第3 2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかになった事実

1 貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書

独立行政法人「産業技術総合研究所」の岡村行信活断層・地震研究センター長は、貞観地震が福島第一周辺を襲った痕跡を耐震バックチェックの会合でも指摘していたが、開示された調書で「自分は400～800年周期と言っている。堆積物は仙台の多賀城に何枚もあり、確実に反復していると思う。」と述べている（甲22の5頁）。

また、バックチェックの審査について、名倉審査官は津波に関しては本報告で対応すると答えているが、「バックチェックの中間報告は限りなく本報告に近いもので、その半年後くらい、すぐに本報告が出てくるといった感じと聞いていた」としており、それから二年近く放置されたという事態が、その当時の保安院の委員に対する説明とも食い違っていることがわかる。これは、最終報告に先送りするということが、対策をとらないまま原発の運転を漫然と続けるという意味であったことを物語っている。

また、同氏の聴取結果書によれば、岡村氏は貞観津波の予見可能性に関して、この津波について、「こんなにすぐに来るとは思わなかった。」としつつも、対策については、「やっておくべきだろう。10万年に一度の災害にも原発は備えなければいけないのに、千年に一度という高頻度の大地震には備えるのが当然である。」として、対策が必要であったとする見解を示している。また、「福島沖では貞観地震まで遡らないと連動地震の事例がないので考えにくいとする人もいるがどうか」との質問にも、「今までの記録にこだわるとそうなる。産総研でモデルを南に広げているのは、エイヤの要素もあるが、双葉町の実際に堆積物が出たところまで入れたということ」として、福島沖に想定することに科学的な裏付けがあるこ

とを示している（甲 2 2 の 6 頁）。

2 保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性

原子力安全保安院の安全審査課耐震安全審査室で平成 2 1 年（2 0 0 9 年）6 月 3 0 日以降，室長を務めていた小林勝氏は，津波対策について極めて重要な証言を行っている。同氏に対しては，平成 2 3 年（2 0 1 1 年）8 月 1 8 日（甲 2 3 の 1）と平成 2 3 年（2 0 1 1 年）9 月 2 日（甲 2 3 の 2）の 2 回聴取が実施されている。

なお，同氏の証言に無数に登場する当時の審査官の名倉氏についても，調書は確実に作成されているはずであるが，これは公開されていない。国の公職の立場にあり，このような事故に密接に関連した業務に就きながら，調書の公開に応じない態度は公僕の立場にあるものとして極めて不当である。

（1）一通目の調書

まず，小林氏の一通目の調書には，

「貞観地震については，森山審議官が貞観地震を検討した方が良いと言
い始めた時に初めて知った。1 F - 5 の中間評価が終わり，1 F - 3 のプ
ルサーマルが問題になった平成 2 1 年頃，福島県知事が，①耐震安全性，
②プルの燃料の健全性及び③高経年化の 3 つの課題をクリアしなければ
プルは認められないと言っていた。森山審議官は，当時，貞観地震が議論
になり始めていたことから，福島県知事の発言に係る①耐震安全性の検知
（ママ）から，貞観地震の問題をクリアした方がいいんじゃないかと言
い始めた。私も森山審議官の考えに賛成だったが，結論として，1 F - 3 の
プルサーマル稼働を急ぐため，（8 字削除）原案委（ママ）に諮らなかつた。
私は，野口安全審査課長（当時）に対し，かような取扱いに異議を唱え，「安
全委員会に（5 字削除）話を持って行って，炉の安全性について議論した方
がよいのではないか。」と言ったが，野口課長は「その件は，安全委員会

と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノン
キャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」

と言われた事を覚えている。当時の状況は、私や森山審議官のように、貞観地震について懸念する人もいれば、1F-3のプルサーマルを推進したいという東電側の事情に理解を示す人もいたという状況だったこともあり、(7字削除)原案委(ママ)に諮らなかった。なお、当時の野口課長の前々職は、資エ庁(資源エネルギー庁)のプルサーマル担当の参事官であり、プルサーマル推進派で、現在、首席統括安全審査官(審議官クラス)を務めている。当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかったようであった。」(甲23の1の1-2頁)

「自分が耐震安全審査室長に就任して間もないH21.7.13に開催された、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)に出席した際、貞観地震を巡る議論があることを知った。その後平成22年に、東北大学の教授であり、我々の審議会の委員でもある、私が非常に尊敬している今泉教授が書いた論文で浸水域が示され(平成22年5月24日)、同年8月には岡村教授が福島において貞観地震に係る堆積物が出たと指摘した論文も読み、被害が相当大きかったのだと思った。」

「東電の想定津波波高の数字については、平成23年3月7日に開催された会合の時に初めて聞いた。当時、我々が推本と会合を持ち始めており、次の長期評価では、貞観地震がきちっと評価されるなという認識を持ち始めたことから、東電にも一言言っておかなければならないと思い、3月7日に東電を呼んだ。東電の説明によれば、佐竹、推本及び土木学会の各モデルに基づいた波高計算をしたところ、佐竹と推本のモデルでは、敷高(ママ)を超える津波が来るとのことであった。そこで私は、東電の(2字削除)
課長と(2字削除)に「これは、早く工事しなきゃダメだよ。」といった。
すると、彼らは、「平成24年の秋に、土木学会の評価手法の見直しがあ

るから、そのときに併せて貞観津波の評価をしたい。と言った。これに対して私は「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と言ったが、それ以上の事は言わなかった。それ以上のことを言わなかったのは、正直なところ、当時はまさか3・11のような大きな津波が来るとは思っていなかったからである。これらのやり取りを証明するメモ等のエビデンスは、現時点で見当たらない。土木学会の評価手法の見直しの件については、平成23年3月7日以前（年が変わる前と思う。）に岡村先生から「波源モデルを大き目にしないといけないな。そういったところを土木学会の評価に反映させたいな。時期は平成24年だな。」などと聞いたように記憶している。」（甲23の1の2-3頁）

「東電が、「平成21年9月、バックチェックでは、土木学会の津波評価技術の手法を用いることとし、貞観津波を考慮しないことで保安院は了承した。」旨話しているようだが、保安院として、貞観津波を考慮しないことにつき了承するしないなどと言うことはない。かような点については、学識経験者の意見を踏まえた上で評価を行うので、事務局サイドでその良し悪しの判断をすることはない。

（以下4行分削除 ここには、二通目の調書で小林氏が忘れたとして厳しく追及されている9月7日の会合に小林氏がなぜ欠席したかの理由が書かれているものと思われ、さらに重大な事実が隠されている可能性がある—引用者注）

保安院としては、平成21年8・9月頃、1F・2Fにおける貞観津波の評価については、その最終報告の中できちんとなされると思っていた。」

「貞観地震の被害が大きいのではないか、昔、津波が相当奥まで入り込んでいるんじゃないか。」と思ったのは、今泉先生の論文を見た平成22年5月頃である。」

「岡村行信先生が平成22年8月に書いたA F E R C（Active Fault and Earthquake Research Center：活断層・地震研究センター）の記事を読んだから、貞観地震に係る堆積物調査も重要であると考え始めた。これに伴

い、高い津波が来ると注意しなければならないと思うようになった。」(甲 23の1の3頁)

「名倉安全審査官は、平成21年7月1日の合同WGで、バックチェックの(2字削除)報告書において貞観津波を考慮して記載する(3字削除)と東電に言っている。私もその審議会に出席していたから覚えている。」

「また、津波堆積物の研究については、岡村先生も福島で貞観地震に係る堆積物が出たと指摘していたことから、私としては重要なファクターと思っていた。」(甲23の1の4頁)

このように、保安院の福島第一原発3号機のバックチェックを担当していた耐震安全審査室の室長であり、津波審査の中心にいた小林氏は貞観の津波と同様の津波が福島第一原発を襲う可能性があり、その場合安全性が確保できないことを知っていた。

また、事故直前の平成23年(2011年)3月7日に15.7メートルのシミュレーション結果の報告を受けた際には、直ちに危険性を指摘し、検討を先延ばしにする東京電力担当者に対して「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と述べたというのであるから、この報告が平成20年(2008年)の段階でなされていれば、その時点において、強い対策をとるべきとの指導がなされた可能性がある。とりわけ、保安院自らが一度は平成18年(2006年)の段階で、津波対策を緊急に実施する、そうしなければ不作為を問われる可能性があるとまで、考えた時期があることが、この間明らかになってきている。

平成20年(2008年)の段階で津波対策の工事計画までが検討されながら、これを土木学会に検討依頼するという形で、対策を先送りしながら、この時の報告が保安院に対してなされなかったことの持つ意味は決定的である。このような報告がなされれば、保安院から直ちに厳しい対策を求める指導がなされることを確実に予測しながら、それを避けるために報告自体をしないという隠蔽工作を行ったのである。

(2) 二通目の調書

二通目の調書はより詳しくなっているが、小林氏自身の姿勢がやや防衛的に変わっている部分がある。

平成21年(2009年)8月及び9月の東京電力による貞観津波に関する説明について

「貞観津波に関しては、平成21年6月及び7月に開催された地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ(以下「合同WG」という。)第32回及び第33回において、産総研の岡村先生から指摘を受けている。また、同年7月の耐震バックチェックの中間報告書に対する「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」の中でも、貞観津波の調査研究成果を踏まえ、事業者がその成果に応じた適切な対応を取るべきとしている。

こうした状況の中で、私の部下である(7字削除)が、平成21年8月28日及び同年9月7日に、東京電力に対して貞観津波についてのヒアリングを行っている(2字削除)は、同年8月初旬ころから貞観津波に関する対策等について、東京電力に対して説明を求めていたようである。

同年8月28日のヒアリングの保安院側出席者は(4字削除)であった。このときのヒアリングでは、平成14年2月の土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)に基づく想定波高を踏まえた福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)及び福島第二原子力発電所(以下「2F」という。)の津波評価とそれに対する対策等についての説明を東電から受けた。

また、平成14年7月の地震調査研究推進本部による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「地震長期評価」という。)や貞観津波等に関する新しい知見については土木学会に研究を依頼

しているという点についても、同様に説明を受けた。

8月28日のヒアリングの際に、(2字削除)から東京電力に対して、新しい知見に基づく試算の結果があれば見せてもらいたい旨の依頼をした。そして、この依頼に基づいて、東京電力が平成21年9月7日午後1時から保安院に説明に来た。このときのヒアリングでは、貞観津波に関し、平成20年の佐竹論文に示されているモデル8及びモデル10に基づく試算の結果について説明を受けた。私は、この9月7日のヒアリングにも出席したことを覚えていない。

問(10字削除)平成20年8月28日のヒアリングの際、東電の担当者に対し、「次回のヒアリングには小林室長も出席する。」旨を東電に伝えたとのことであり、実際にも、あなたは同年9月7日のヒアリングに出席する予定となっていましたね。

答 はい。

問 にもかかわらず、同月7日のヒアリングに欠席したというのであれば、それなりの理由があったと思いますが、どのような理由だったのですか。

答 何かのマネジメントがあったんじゃないでしょうか。

問 平成23年8月18日、事故調において、あなたからのヒアリングを実施した際、あなたは、平成20年9月7日のヒアリングに欠席した理由について何と話していたか覚えていますか。

答 マネジメント。そうでなければ、翌日の産総研のヒアかな。

(8行分削除)

問 もう一度確認します。あなたが、9月7日のヒアリングに欠席した理由は何ですか。

答 覚えていません。

9月7日に(2字削除)が東電から説明を受けた内容については、私も、9月のうちに、(2字削除)から報告を受けたように記憶している。その内

容は、「東京電力から貞観津波についての試計算結果について説明を受けた。その試計算結果が大きな数字になっている。いずれ耐震バックチェックで評価する必要が出てくるかもしれない。」というものであった。その際、(2字削除)からは試計算結果の具体的な数値については聞いていないものの、敷地高を超える津波がくる可能性があるということは聞いたかもしれないが、よく覚えていない。

(2字削除)から報告を受けた後、詳しい時期は覚えていないが、1Fに関して(2字削除)から聞いていた内容、すなわち「貞観津波の試計算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということを森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある—引用者注)

「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性があると認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月ころ(2行削除)である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。

「2010年3月24日付森山審議官(当時)が送信した「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメールの写し(添付資料1)について説明する。

このメールは、森山審議官が、平成22年3月24日、私、名倉他3人に送付したものである。

当時、1F3号機のプルサーマル計画を進めるに当たって、佐藤福島県知事は、平成22年3月に「耐震安全性」「高経年化対策」「MOX燃料の健全性」という3条件を提示していた。この3条件のうち、「耐震安全性」という条件をクリアするために、資源エネルギー庁を中心とするプルサー

マル推進派は、1 F 3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価作業を特別な扱いとして実施しようとしていた。この森山審議官によるメールは、これら3条件を受け入れる前に送信されたメールであり、1 F 3号機に係る耐震バックチェックの中間報告書の評価作業を軽々に受け入れるわけにはいかないという文脈で送信されたものだと思う。なぜ1 F 3号機の評価作業を受け入れられないかという、我々としては耐震バックチェックの中間報告の評価作業は1サイト1プラントという原則で行っており、プルサーマル計画を推進するためだけに1 F 3号機だけ特別な扱いとして評価を実施するのは筋が通っておらず、よくない先例を作ってしまうという懸念があったからである。

また、プルサーマル計画を推進するという理由はどうであれ、貞観地震に関する新たな知見が出ている中で、1 F 3号機の評価作業をやるとすると貞観地震への対策は必ず議論になる。そのような状況になれば、燃料装荷が予定されていた平成22年8月までに1 F 3号機の評価作業の結論が出ない、又は、評価作業が終わったとしても更なる対策が必要となる可能性もあった。森山課長はその点についても懸念しており、1 F 3号機の評価作業はやらない方がよいと考えていたと思う。」

「平成21年7月に1 F 5号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を行った後、貞観津波に関する新しい知見が出てきていたのは確かである。私としては、貞観津波が非常に気になっており、1 F 3号機の耐震バックチェック中間報告の評価作業をやるのであれば貞観津波のことをしっかりと議論しなければならないと思っていた。しかし、実際のところ、1 F 3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価を行う過程で貞観津波に関する議論はなされなかった。

そもそも、耐震バックチェックの中間報告の評価作業は、耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）及び同小委員会構造ワーキンググループ（以下「構造W

G」という。)において審議されることとなっている。

しかしながら、地震・地震動評価や津波評価の詳細については1 F 5号機の評価の際に合同WGの中で審議されていることから、1 F 3号機の評価の際には議論しないこととされてしまった。つまり、1 F 3号機の評価については、構造WGにおける施設の安全性のみの審議とされたのである。

(5行削除)

結果としては、1 F 3号機の評価の際には、1 F 5号機の評価作業以降に得られた貞観津波の新たな知見に関する議論が完全に抜け落ちた状態で審議が進んでいったのである。

実際に、1 F 3号機の評価に関し、構造WGにおいて貞観地震の議論はなされていない。東京電力の吉田原子力設備管理部長(当時)が構造WGにおいて、「福島県からプルサーマル計画の受入れに当たり、3条件が出されている。事業者として説明責任を果たしていく所存であるので、保安院においても1 F 3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を実施していただけると幸いです。」という趣旨のことを言っている。これは、野口課長が構造WGのロジを担当していた私に言って、議事進行に加えたものである。」(甲23の2の1-4頁)

「耐震バックチェックの評価作業自体は耐震安全室が担当するので、私も実作業として1 F 3号機の評価には携わっているが、その後の意思決定には関与していない。保安院内における1 F 3号機に関する評価作業が完了するころ、すなわち平成22年7月ころ、私は野口課長に原子力安全委員会に話を持っていくべきだという具申をした。私としては、(9字削除)保安院における評価作業では議論しなかったものの、原子力安全委員会で議論してもらえれば耐震バックチェックの評価結果に貞観津波に関する新しい知見が反映されると考えていた。

しかし、ここでも私の意見が通ることはなく、結果として、原子力安全

委員会に保安院としての評価結果を諮ることはなかった。野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」（甲23の2の4頁）

「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた。（4行削除）（甲23の2の5頁）

実質的に人事を担当する（3字削除）課長（当時）から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。結果として、1F3号機の評価作業の過程で貞観地震が議論されなかったのは既にお話ししたとおりである。」

「東京電力が津波堆積物調査を実施していることについても、平成21年中には名倉から聞いていた。前述のとおり、平成21年9月、名倉から貞観津波についての東京電力に対するヒアリングの結果について報告を受けた。その報告では、東京電力が行った貞観津波についての試算結果によると、福島地点に敷地高を超える大きな津波が来るかもしれないとのことであった。このとき、私は、試算結果に対する東京電力の対応について、名倉から詳しい報告は受けていないと思う。ただ、名倉との会話の中で、耐震バックチェックの最終報告の段階でシミュレーションをやらなといけないという話はしたと思う。

名倉から、東京電力が津波堆積物調査を実施しているということについても報告を受けた。報告を受けた時期は、平成21年9月よりは遅かったと思うが、詳しい時期は覚えていない。その後、津波堆積物調査の結果がどうであったかなどの質問を名倉にした記憶もなく、結果についてフォローしていなかった。」（甲23の2の7頁）

「添付資料5のメール本文に「貞観の地震による津波は簡単な計算でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要に

なると思う。」との記載がある。だから、遅くとも、このメールの送信日である2010年(平成22年)3月23日までに、私は、貞観津波についての想定波高結果が1Fの敷地高を超える可能性があることを名倉から聞いて認識していたことは間違いない。

さらに、森山審議官も、遅くとも今述べたメールの送信日までには、(13字削除) 間違いなく認識していたはずである。

しかし、(13字削除) この認識に基づいて、東京電力に対して具体的な対策についての指示をしたことはなく、耐震バックチェックの最終報告の段階で議論する必要があると考えるにとどまっていた。

添付資料の5のメール本文で、私は、津波対策として、防潮堤を作るということを森山審議官に提案しているが、(40字削除) 防潮堤を作ると、むしろ周りの集落に向かう波が大きくなってしまうなどというデメリットの議論はあったように思う。防潮堤を作るに当たってのメリットとデメリットは、1F3に限った話ではなく、他の発電所の場合でも議論されていたことである。

なお、1F沖に防潮堤を作るという(2字削除) 案について、森山審議官からは対策を急がせろなどといった特段の反応はなかった。」

「2010年3月24日付森山審議官が私等にあてた「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメール(添付資料1)について先ほどの説明に加えて補足する。このメールは、平成22年3月24日に森山審議官が1F3号機のバックチェックに関して寺坂院長(当時)等に説明した結果を伝えてきたものである。

院長等の上層部に対する説明であるので、この日程については事前に決まっていたのだと思う。

私は、添付資料5に関して既に説明したとおり、平成22年3月23日に、森山審議官に対して、1Fにおける貞観津波に関する対策について説明している。森山審議官としては、院長等に対する説明の準備として説明

を求めてきたのだろうが、説明者である私には院長等に対する説明が控えているといったことは知らされていない。

院長等に対する説明に同席していたわけではないので、森山審議官が説明した際の院長等の詳しい反応はわからない。」(甲23の2の7-8頁)

「平成23年3月7日付東京電力作成に係る「福島第一・第二原子力発電所の津波評価について」(添付資料12)について説明する。

この資料は、同日、東京電力が貞観津波についての試算結果を説明にきた際のものである。この資料のうち、「地震本部の見解に対応した断層モデル」・「869年貞観津波の断層モデル」に対する津波評価については、東京電力から直接説明を受けたことも覚えている。

私は、この資料を見て、1Fにおける津波想定波高が非常に高くなっていると認識した。既に、この時点で1Fにおける津波想定波高が敷地高を超えるという認識は持っていたので、試算結果を見て、さほど驚くということはなかった。」(甲23の2の12頁)

「東京電力は、貞観津波に関する対策工事は土木学会の津波評価技術の改訂に合わせて実施するという説明をしていた。要するに、平成24年秋に予定されていた津波評価技術の改訂までは対策工事をやらないということであった。

(3字削除) この説明を受け、「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせてではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。私のコメントに対し、東京電力は「土木学会における津波評価技術の改訂を待って対応する。」との説明をしていた。この時には、これ以上のやり取りはなく、私のコメントにしても単に口頭で、言っただけであり、対策工事を指示をしたというほどのものではない。

私が、これ以上東京電力に対して強く言わずに、東京電力の方針をいわば黙認してしまったのはやはり津波に対する切迫感、危機感が足りなかったからだと思う。

(3行削除)

震災後に、3月7日にした東京電力とのやり取りを名倉と振り返ったことがあるが、このやり取りの中で一番強く印象に残っているのは、やはり東京電力の対策工事が遅いということであった。しかし、3月7日の東京電力とのやり取りについて、私から、課長を含めて上司に報告を上げたことはない。なぜなら、この時も耐震バックチェックの最終報告の際に評価すればよいと考えていたので、この時点では報告の必要性を感じなかったからである。」(甲23の2の12-13頁)

3 保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿

電力会社の安全規制に対するすさまじい妨害の姿勢について、保安院の山形浩史・原子力安全基準統括管理官は調書(甲24)の中で次のように生々しく語っている。

「(外的事象の第4層について電力事業者は)ほっとくとやらないし、そんなことされると地元対策が大変で、彼ら(電力)としては、安全で事故は起こらないという説明を散々してきていて、一方で、そうは言っても、起こるかも知れないから対策をとれと規制庁(ママ)に言われると、地元は納得しない。そこはインセンティブどころか、何のメリットもない、デメリットばかりで邪魔で仕方がない、そんなことをされたら困るという意識だったのではと思う。」(甲24の5頁)

「私が(電力会社に何かを)言った時でも、ありとあらゆる場面で、彼ら(電力)は嫌だ嫌だというような話だったし、私が指針の見直しだと言った時も、ありとあらゆるところからプレッシャーを受けた」と述べてい

る（甲 2 4 の 6 頁）。

電力会社が規制当局に異常な圧力を加え、規制の強化に抵抗していた様子がうかがえる。

4 政府事故調も欺こうとした森山審議官

第 2 において、被告訴人森山審議官が部下に送った驚くべきメールの内容を添田氏の著書から孫引きする形で紹介した。このメールは小林調書に添付されていたものであることが判明したが、森山審議官自身は自らの公開された調書（甲 2 5）で事実を正確に述べていない。

「貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。」という問いに対して「なぜだか、自分でもよく分かりません。」というとぼけた答えをしている（甲 2 5 の 4 頁）。この点が 1 F 3 の耐震バックチェックの最重点課題であったとメールの中で述べているのであるから、この調書は明らかに偽りを述べていることとなる。

「私は平成 2 1 年 8 月 2 8 日頃、及び 9 月 7 日頃に、小林勝耐震安全審査室長や名倉審査官が東電から福島地点における津波に関する説明を受けたことに関する報告を受けた記憶はない。」

「もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高が O. P. + 8 m を超えるということを知っていたならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。」等と述べている（甲 2 5 の 3 頁）。これも、小林氏の前記調書に拠れば、きちんと報告したというのであり、真っ赤なウソということとなる。

さらに、これは平成 2 1 年（2 0 0 9 年）8、9 月の東電と保安院の津波をめぐるやり取りについての発言であるが、ここで述べられていることは、平成 2 2 年（2 0 1 0 年）3 月のメール内容とも全く接合しない。

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）3 月 2 4 日午後 8 時 6 分に保安院の森山善範

審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールの内容をもう一度引用しておく（甲10）。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長（寺坂信昭）、次長（平岡英治）、黒木（愼一）審議官に話しておきました。」

「貞観の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」

このメールは、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかる。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。

小林調書によれば、森山は、野口や原をプルサーマル推進派とすれば、

安全重視派というべき立場であったと紹介されている。しかし、いったんは津波対策の必要性を認識しながら、結局対策の先送りを追認し、政府事故調においても事実を正直に述べないなど極めて情状が悪い。厳罰に処する必要がある。

第4 津波の予見可能性と被告訴人らの過失

1 事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認

第2において添田孝史氏が収集公表した資料を中心に、第3においては政府事故調が作成した調書にもとづいて、この二ヶ月間のうちに本件について明らかになった決定的な事実の数々を紹介してきた。

これらの新たな事実と、検察審査会が既に認定していた事実関係とを総合して、本件において生じたできごとを以下に時系列で示すこととする。この作業を通じて平成20年（2008年）における東電の内部試算結果の秘匿、平成21年（2009年）における貞観津波対策の先送りの二つの判断が、本件事故発生の決定的な要因であることが明らかになる。

2 検察による不起訴理由の構造

平成25年（2013）年9月の東京地検の不起訴理由は次のような論理で、被告訴人らの予見可能性と過失を否定していた。

同事件において告訴人らに交付された「不起訴理由概要」（「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）によると、多くの津波想定のかっかけとなる事態の中から、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下、「推本」という）の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下、「長期評価」という）と東京電力内部の15メートルを超える津波高試算のふたつの事実だけを取り上げ、これらの事実だけでは、直ちに具体的な対策を

講ずることなく、原発の運転を続けた被告訴人らに、事故発生につながるような「10メートル盤を大きく超える津波」の予見可能性はなかった、と判断している。

しかし検察庁は、告訴人らが提出したスマトラ島沖地震津波、中越沖地震のような津波想定のかきかけとなる重要な事態の多くを、「不起訴理由概要」には記載せず、告訴人らに対する説明会²では、それらの事情を考慮しても、予見可能性を認めるには足りないのだと説明した。

このような判断の相当性を検討するに当たって、平成9年(1997年)以降事故までの14年間の間に、どのような深刻な事態が加速度的に進行したのかを時系列的に追って述べていくこととする。被告訴人らの想定すべきであった津波について、少しずつではあるが、確実に情報が積み上げられ、被告訴人らの注意義務のレベルが引き上げられ、問題を先送りすることは許されない切迫した状況となっており、被告訴人らに対して起訴すべきであったことを明らかにする。

3 予見可能性の程度

「不起訴理由概要」では、「予見可能性については、漠然とした危惧感や不安感では足りず、刑法上の責任を負うべき結果の発生に対する具体的な予見可能性が必要であり、判例によれば、予見可能性の有無や程度は、行為当時、行為者と同じ立場に置かれた一般通常人の能力を基準として判断するものと解されている。」としている。

ここでは、「一般通常人」という言葉が使われ、誤解を招きやすいが、「行為当時、行為者と同じ立場に置かれた」者とされていることから、本件においては、潜在的に大きな危険を抱える原子力発電所を設置運転する

² 9月13日東京地検(1時間半)、9月25日福島地検(2時間)において、両地検の捜査担当検事が列席して、告訴人らに対する不起訴理由の説明会が行われた。検察官は告訴人と告訴人代理人の質問に答えた。本理由書では、この質問におけるやりとりも引用する。

電力会社の役員としての能力という意味となる。この点は東京地検も同じ理解をしている。

4 被告訴人は、何を予見する必要があったのか。

「不起訴理由概要」は、被告訴人が何を予見する必要があったのかについて、「今回の事故では、福島第一原発において10m盤を大きく超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波(以下、単に「10m盤を大きく超える津波」という。)が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、原子炉冷却機能喪失による炉心損傷等に起因する結果の発生に対する具体的な予見可能性があったと認められるものと考えられる。」としている。

津波があらかじめ想定された6メートルを超えれば、海水ポンプが機能しなくなり、冷却機能を失う。にもかかわらず、東京地検は、10mを超えない場合は、冷却機能の一部が維持され、深刻な事態は回避できたと説明した。しかし、10メートルをどれだけ超える津波を予見する必要があったかは言えないとしている。このような説明には、大きな疑問を感じる。想定を超えれば、事故が起き、その事故がどこまで発展するかは正確に予見はできない。10メートルを大きく超えなければ、冷却はできたという判断には、科学的な根拠があるとは考えられない。むしろ、想定された6メートルを超える津波を予見し、対策を講ずるべきであったのに、何の対策も講じなかったことを過失責任の根拠とすれば、被告訴人らに過失があったことは明らかである。

本件で追加告訴の対象とした貞観の津波の高さは8-9メートルと想定されていた。このような想定が考慮されていれば、防潮堤の設置、電源の高所への移動、出入り口の水密化などなにがしかの津波対策が講じられたはずで、その場合には、事故の結果は異なったものとなった可能性がある。

交通事故刑事裁判で過失を論じる際も、交通法規違反があれば、その結果どのような事故が起こりうるかについて、詳細な予見までは求めてこなかった。

わざわざ「10メートルを大きく超え」という高い基準を設定したことは、被告訴人らの責任を追及しにくくしているといわざるをえず、この点を「想定を超える津波」を予見すれば足りるものとしなければならない。

5 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた

推本の想定以前の平成9年（1997年）に7つの省庁が共同で作成した津波防災の手引きにおいて、福島沖でも津波地震を想定するべきことが示されていたこと。これまで、平成14年（2002年）7月、推本は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測したことに基づく対策の要否が議論されてきたが、さらに5年も前に政府機関からこのような指示がなされていたことは驚きである。

この手引きは平成7年（1995年）の阪神淡路大震災の2年後に出されており、地震津波災害の再発を防止したいという、専門家の努力が結実したものであった。ところが、この手引きがきちんとした扱いを受けなかったのはなぜなのか、掘り下げて捜査する必要がある。

平成12年（2000年）には、この7省庁指示を受けた電事連の解析により、福島第一原発は想定の際か1.2倍の津波で原子炉冷却に影響があることがわかっていたこと。福島第一原発が、最も津波対策を急がなければならない原発であったことは、電力関係者の共通認識であったことがわかった。

6 2002年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 推本による「長期評価」

平成14年(2002年)7月に、推本によって、長期評価が公表され、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとされた。

「福島第一原発の津波評価では、明治三陸地震の津波波高も計算している。よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。」ものであった。原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、「このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されただけである。」³と指摘している。

ところが、東京電力は、この長期評価を無視し、この長期予測に基づく対策を取らなかった。島崎氏は、「2002年の長期予測に基づく津波防災を進めていけば、災害を軽減し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所での全電源喪失を免れることができた」と筆者は考える」と痛烈な批判を加えている⁴。

伊方原発訴訟の最高裁判決⁵は、安全審査の目的について「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものであるとの判断を示した。このような目的に照らせば、長期評価の結果は、当然考慮に入れなければならないレベルの危険性であった。

³ 島崎邦彦「東北地方太平洋沖地震に関連した地震発生 長期予測と津波防災対策」(地震第65巻(2012))130頁

⁴ 前掲島崎129頁

⁵ 平成4年(1992年)10月29日 民集46巻7号1174頁

なお、島崎邦彦氏（平成24年（2012年）9月から平成26年（2014年）9月まで原子力規制委員会委員長代理）の発表と指摘は、平成23年（2011年）の地震学会でなされたが、当時もその後も、東京電力関係者からの反論は提起されていない。

（2）津波評価技術はあきらかに過小評価である

他方、平成14年（2002年）2月、社団法人（当時。2011年度より公益社団法人）土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、「原子力発電所の津波評価技術（2002年）」（以下、単に「津波評価技術」という）を発表した。

平成14年（2002年）3月には、東京電力は上記津波評価技術に基づいて津波の高さを評価した。設計津波水位はO.P. + 5.4 m ~ 5.7 mに変更され、非常用海水系ポンプのポンプシャフトを20センチ継ぎ足し工事をし、ポンプの上の電動機の高さのみをかさ上げし、6.1 mにした（6号機）。これにより、津波が来襲しても、4 m盤に設置された多くの施設は浸水し損傷するものの、6.1 mの高さにあった非常用海水系ポンプは被害を免れ、冷却機能は保持され炉心損傷を防ぐことができるものと考えられた。

しかし、「津波評価技術」には、過去最大を超える津波を想定することはできないという重大な限界があった。なぜならば、「津波評価技術は、おおむね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象にして想定津波水位を算定する。したがって、過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない。再来期間が500年から1000年と長い津波が起こっていたとしても、文献・資料として残っていない場合、検討に含めることができない可能性が高い。」⁶ものであったからである。

⁶ 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告」（以下、

また、「津波評価技術」には補正係数を1.0とする、すなわち安全余裕を全く見込まないという著しい安全性の切り捨ての考え方が含まれていた。

津波の専門家である首藤教授は、最後には次のステップの課題とすることに同意してしまったが、補正係数について議論するべきであると述べていた。この点の考慮が不十分であったことは政府事故調調書において、今村氏も認めている。

(3) 東京地検の説明とこれに対する疑問点

東京地検は、推本の「長期評価」について、政府機関によるものであり、重要なものであったことは認めた⁷。しかし、この長期評価自体に、予測を裏付けるデータが十分でないことに留意すべきと付記され、津波評価技術では福島県沖海溝沿いに津波地震を想定しないこととされていたことなどを根拠に、これによる対策をとらなくとも良いとの判断を示した⁸。

当時、中央防災会議も東京電力も、この「長期評価」を無視し、これに基づく対策を取らなかった。平成14年(2002年)7月中央防災会議の地震火山対策担当官から文科省地震調査研究推進本部事務局に「今回の発表は見送」るよう、「この長期予測は信頼性が低い」「相当の誤差を含んでいる」「地震発生 of 切迫性を保証できるものではなく」「十分注意する必要がある」という文言を付け加えるようメールが送られたという⁹。東京地検が判断のよりどころとした前記の注記は、いわば原子カムラの工作

「政府事故調中間報告書」という) 490頁

⁷ 福島地検における説明会

⁸ 東京地検は、証拠の詳しい詳細までは言えないが、専門家の中には、中央防災会議の意見が正しいという専門家もいると説明した。原子カムラの専門家たちは、過小評価の共犯者たちであり、このような専門家たちの意見に依拠した検察庁自身が原子カムラの虜となったと評されてもやむを得ないであろう。

⁹ 柳田邦男「原発事故 失敗の本質 圧殺された警告」文芸春秋2012年5月号(308-309頁)」

によって、「長期評価」に付け加えられたものである。これを根拠に被告訴人らを免責するのであれば、今後も同じようなことが起きて、次の事故は防げないことになってしまうであろう。

土木学会の手法は、明らかに原子力安全技術に求められる科学水準に達しない誤った考え方であり、このことは、広く科学者間で議論すれば自明の事柄であったといえる。このことが明白だったからこそ、津波に関する議論の全体が耐震バックチェックの表の議論から抹殺されることとなったのだと考えられる。

7 2004年12月スマトラ島沖地震・大津波

(1) 市民団体の申し入れ活動

スマトラ島沖地震は、平成16年(2004年)12月26日にインドネシア西部、スマトラ島北西沖のインド洋で発生した。マグニチュードは9.1とされている。

いわき市市議会議員である佐藤和良が中心となって活動している「脱原発福島ネットワーク」は、この大地震と津波を受けて、平成17年(2005年)1月10日に東京電力勝俣恒久社長(当時)に対して、「原発の地震津波対策に関する公開質問書」を提出した。

平成17年(2005年)5月15日には、住民団体と東電との交渉が、東電福島第一原発「原子力広報センター」で行われた。この時には、津波想定概要データ、実際に想定したチリ地震津波評価数値、津波の評価数値と数値シミュレーションなどについて、文書を配布した上で回答した¹⁰。

(2) 2004年原子力モニターの指摘

平成16年(2004年)頃、福島原発の原子力モニターに選ばれた木幡ますみは同年の春から夏にかけての時期に行われたモニターの会議で

¹⁰ 脱原発福島ネットワーク『アサツユ』2005年6月10日

のつぎのようなやり取りをよく覚えている。

このモニター会議では、所長の松村一弘氏が司会し、勝俣氏も来ていた。また、後に所長になった吉田氏は「課長」と呼ばれて、出席していた。

「この時は、「偉い人が来ているので、何でも遠慮なく聞いて下さい」といわれ、私は思いきって日頃から考えていたことを聞いてみました。

それは津波対策のことです。「自家発電が地下にあるので、津波が来たら大変ではないか。地上の高いところに上げてくれませんか」と尋ねました。

それに対して吉田課長が答える役割だったのですが、「うーん」としか答えられませんでした。

そこに、勝俣氏が「吉田君、吉田君、コストがかかるんだよ。簡単にはできないよ。」と言って割り込んできました。

それに対して、私は、「それはダメですよ。ここは双葉活断層があつて、昔地震があったところで、大きな地震が来ることは十分あると思いますよ。」と言い返しました。岩本さんから聞いていたことです。そして、いわき出身の祖母から昔大きな地震があり、津波も来たと言うことを皆さんにも話をしました。

これに対して、勝俣さんは、「双葉断層が動いたという話は聞いたことがない。」と答えました。

それに対して、私は、「起こらないと言っても、いつか起こりますよ。ここに活断層があるなら。」と言いました。

勝俣氏は「あなたは心配のしすぎです。」と言いました。

また、私は「メルトダウンしたらどうしますか。」と勝俣さんに聞きました。

それに対して勝俣氏は笑って「馬鹿なことを言うんじゃない。」と取り合いませんでした。

また、モニターとして発電所の中まで入れてもらった感想として、「配

管が古くて、赤茶けていて、地震が来て大丈夫ですか。」と聞きました。

それに対して、勝俣氏はまた笑って「大丈夫ですよ」と取り合いませんでした。

別の幹部が、最後に「プルサーマルはどうですか」と聞きました。私は「賛成しません」と答えました。

別の幹部が、「それなら、プルサーマルの設計図をもっていきます。」と言われ、本当に翌日にみんなで東電の敷地内で、お祭りの準備をしているところまで設計図をもってこられました。一週間設計図を借りてそのメモをとったりしました。

自家発電を上にするという話は、作業員の人たちの希望としても何度か聞いていたので、私から話をしました。東電で働いている人たちも、津波の対策がされていないことを気にしていました。吉田さんは答えられず、勝俣さんがすぐに「コストがかかるんだよ。簡単にできないよ。」と言ったのは、事前にこのことを検討した上でやらないことを決めているように感じました。

津波対策のための追加工事はしないという方針が勝俣氏の強い意志で決められたことをこのやり取りは物語っている。

(3) 2005年、2006年の株主総会での指摘

平成17年(2005年)の株主総会では、阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震など、近年、日本では大地震の発生が相次ぎ、「人間の甘い予測を超える『「史上初』」の被害」が次々ともたらされていることや、平成16年(2004年)末のスマトラ沖地震では、「インド沿岸に立地する原発(カルパッカム原発)が津波に襲われたこと」が指摘された。

株主総会において、先行事件被疑者である武黒常務(当時)は次のように発言している。

「また津波につきましては、手元に具体的な数字はございませんが、土

木学会が定めます原子力施設に関する津波の評価に基づいて対応がはかられておりますので、津波についての、津波の場合には高い潮位になる場合とそれから逆に海水が引いていく場合と 2 つのケースがあるわけですが、それぞれに対応が適切になされているというふうに考えております。

（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2005年版』）」

しかしながら、土木学会の津波評価には、安全性の面から決定的な誤りを含むものであることは上述のとおりである。にもかかわらず、東京電力と被告訴人らは、土木学会の評価にのみ基づいた対応で足りるとの判断をしていたのである。

また、翌平成18年（2006年）の株主総会では、中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災に関連して質問があった。

「それからもう一つ、原発の安全性なんですが、中越では今まで知られなかった活断層が動いているんですね。ですから、原発の近くに知られなかった活断層があったり、それが動いたりしても大丈夫なのか。それから、スマトラ沖地震ではですね、津波の中にいろんな壊れたものとかそういうのが押し寄せてきてるので、破壊力が海水よりもずっと大きいと思うのですが、それから、大きな船も内陸のほうまで打ち上げられているんですけども、東京電力のホームページの津波対策のところを見るとですね、海水のことしか考えられていない^(ママ)ようなので、そのへんは大丈夫なのかということ根拠を持ってお答えいただきたいと思います。」

この質問に対して、被疑者武黒常務（当時）は次のように回答している。

「常務取締役の武黒でございます。まず活断層に関することですが、中越地震は、これまでのところ□□¹¹と呼ばれています断層が動いたということで、これは従来から分かっている断層が動いたというふうに考えております。

発電所では、福島、新潟どちらにおきましても、発電所の建設に先立ち

¹¹ 聞き取れず。以下同様。

まして、敷地内、それから敷地の周辺につきまして、詳細な調査をいたしております。これまでのところ、敷地の近郊で、発電所でその活断層が、地震を起こすような重要な活断層があるというふうには考えておりませんが、これらのことも含めた地震□□を想定をいたしました設計をいたしておりますので、これらにつきましては、十分な安全を確保できていると考えております。それからまた、津波のことをございます。私どもの発電所はいずれも海洋に直接面しておりますので、いろいろなものが流れ着くという確率は割合低くなっているというふうに思っております。また同時に海の水を発電所に取り込むにあたりましては、その前段で堤防がございます。また、さらにその堤防の内側のところには、私どもカーテン・ウォールと呼んでおりますが、鉄筋コンクリート製のカーテンのようなものを吊り下げまして、海水を低いところから取り込むようにいたしております、流木も含めましてこういったものに対する備えが十分できていると考えております。以上でございます。」

しかし、この回答では不十分であるとして、再度以下のような質問を受けている。

「今の説明にはとうてい納得できないので一言言っておきますけれど、海底土石流というものが存在します。津波の引き波のときに大量に土砂を持っていきまして、押し寄せるときに大量に土砂を上げます。「津波石」ってご存じないですかね。大きな石がですね、西表島の海岸線にごろごろあるんですよ。何であるのかというと、巨大な津波が、巨大な石、直径20メートルもあるようなやつをですね、押し寄せて持っていきます。これ、原発を直撃しても大丈夫ですか。そういうことを具体的に心配している質問に、そういう通り一遍の答えはやめてください。」

これに対して、被疑者武黒は、「津波の土石流というご質問がございました。実際にある発電所の状況、その海岸の地形あるいは周辺の海流等々、場所によっていろいろな状況がございますので、私どもは今のご指摘のこ

とも踏まえまして設計上考慮いたしております、そのような問題はないというふうに考えておるところでございます。（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2006年版』）

このように、被疑者武黒は、株主からのスマトラ沖地震による津波被害に基づいた津波に関する質問に対して、土木学会の津波評価技術のみを根拠としたただけにもかかわらず、安全性に問題はないとのおごなりの回答を繰り返していたのである。

そして、このような株主の質問および被疑者武黒の回答は、株主総会に出席していた他の被疑者役員らも当然に認識していたものである。

（４）元東電技術者木村俊雄氏の警告

また、元東電技術者であり、福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（平成13年（2001年）に退社。）は、スマトラ島沖地震による津波の直後である平成17年（2005年）にいわき市で発行されたミニコミ誌に「もし、原子力発電所に津波が来たら」というタイトルで投稿し、「津波来襲により、冷却用海水ポンプや非常用の電源などの機能が喪失するだろうから、結果的には炉心は溶融するであろう」と警告していた¹²。

8 保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた

平成18年（2006年）9月13日に、保安院の青山伸，佐藤均，阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されている（第54回安全情報検討会資料）（甲13 131-132頁，甲16）。

¹² 2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」

平成18年（2006年）1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていた（甲13 132頁）。

福島第一を含む全原発についてきちんとした対策をとる方針であったことがわかる。

それに対して、東電を含む電事連は強く抵抗し、自らの配下にあるといえる土木学会を動員して、このような保安院の方針を骨抜きにしようとしていた。土木学会の実態はその組織構成からも、電力事業者の統制下にあったことも明確となっている。

被告訴人酒井は土木学会の津波評価部会の委員であり、被告訴人高尾は同部会の幹事であった（甲15）。

9 2006年マイアミレポート

平成18年（2006年）7月に、米フロリダ州マイアミで開催された原子力工学の国際会議（第14回原子力工学国際会議（ICONE-14））で東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームは、福島第一原発に押し寄せる津波の高さについて報告した¹³。慶長三陸津波（慶長16年（1611年））や延宝房総津波（延宝5年（1677年））などの過去の大津波を調査し、予想される最大の地震をマグニチュード8.5と見積もった。そして、地震断層の位置や傾き、原発からの距離などを変えて計1075とおりの計算を行った。今後50年以内に設計の想定を超える津波が来る確率が約10%あり、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も、0.1%かそれ以下の確率と算定した。0.1パーセントの確率は、伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものである。

¹³ Sakai et al.(2006)（「マイアミ報告書」）

さらに、保安院と東京電力が平成18年（2006年）、想定外の津波が原発を襲った場合のトラブルに関する勉強会で、福島第一原発が津波に襲われれば、電源喪失する恐れがあるとの認識を共有していた¹⁴。

もっとも、このレポートについては、検察庁は前記事件の不起訴決定に際して判断を示していない。

しかし、原子力の安全性は10のマイナス5乗（10万分の1、すなわち0.001%）の発生事象も考慮すべきものである¹⁵。

島崎氏は以下のように述べている。

「原子力土木委員会津波評価部会では翌2003年から津波の確率評価を始め、その内容を原子力土木委員会津波評価部会（2007）として発表した。地震調査委の津波地震のモデルを考慮して、福島県・茨城県沖に断層モデルJTT2（Mt 8.3）を配置して、岩手県山田での確率論的津波高を評価している。」

「同様の手法で、東電と東電設計の Sakai et al.(2006)は福島県の an example site での確率論的津波波高を求めた。これにも福島県・茨城県沖の津波断層モデルJTT2が含まれている。すなわち、遅くともこの時点で、福島第一原発での10mを超える高い津波の危険性を、東電関係者が知っていたと考えられる」¹⁶

10 2006年耐震設計審査指針の改訂

平成18年（2006年）9月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂され「新耐震指針」が制定された。

平成18年（2006年）9月には、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性があ

¹⁴ 2012年5月16日共同通信配信記事

¹⁵ 発電用軽水型原子炉施設の性能目標について－安全目標案に対応する性能目標について－」平成18年3月28日原子力安全委員会安全目標専門部会)

¹⁶ 島崎前掲130頁

ると想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなった。

また、「想定されるいかなる地震力に対しても大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」（逆に言うと想定される地震力をクリアしていれば良い）としていたのに対し、新耐震指針では、「（耐震設計用に）策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいは、それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす」リスク（「残余のリスク」）が存在すること、事業者にあってはこの「残余のリスク」を少なくするよう努めること、すなわち想定された地震力を超える地震にも備えるべきことが定められた。

ここでは「策定された地震動を上回る地震動の影響」としてあるが、耐震指針改定の経緯を見れば、地震に伴って生じる津波の想定に関しても「残余のリスク」の対象としていることは明らかである。

津波は地震に伴って生じる現象である。耐震設計のための設定地震は対津波設計においても想定しなければならないものである。

少なくとも、この段階で、推本の「長期評価」を想定の対象とするべきであった。

このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていた。

しかし、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決によって原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていたのである。

1.1 2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発

(1) 中越沖地震の発生と原発の被災

平成19年(2007年)7月16日午前10時13分ごろ、柏崎刈羽原発の北約9km、深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生した。平成23年(2011年)3月の福島原発事故以前に地震によって最も顕著な被害を被った原発は、新潟県中越沖地震時の東京電力柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)であった。全7機のうち、3・11までに運転再開にこぎつけたものは4機、その他は停止したままであった。

(2) 想定を大きく超えた地震動

新潟県中越沖地震では、それまで考えられていた理論によって想定される地震動に比べ、その6倍も増幅された地震動が柏崎刈羽原発を襲った。その原因は、震源で1.5倍、深部地盤の不整形で2倍、浅部地盤の地層の変化で2倍と評価されたが、このような地盤による異常増幅も、震源の過小評価も、ここで初めて明らかになったことで、これらはいずれも改訂指針でも考慮されていなかった。不等沈下が原因と見られる、地盤変位に伴う相対位置のずれにより、3号機建屋外に置かれた起動変圧器で冷却用油を送る配管に損傷が生じて油漏れが起き、火災が発生した。また、燃料クレーンが大破壊した。中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機開放基盤表面に、設置許可時に策定された旧耐震設計審査指針に基づく基準地震動S2の450ガルを遥かに超える1699ガルの揺れが現実には生じ、耐震バックチェックでは想定すべき地震動S_sは2300ガルとされた。

ただし、建屋が半地下方式であったために、観測された建屋への入力地震動は減衰して、設計用地震動を大きく超えるものではなかったとしている。このため東京電力は、設計を越える地震動にも耐える、と慢心してしまったのである。活断層の見落としや、基準地震動が現実には生じる地震に

よるものの数分の1以下という間違いは、東京電力が耐震設計、耐津波設計を根本的に見直さなければならないことを示していたにもかかわらず、このような反省はなされなかった。

(3) 東京電力が受け止めるべきであった教訓

中越沖地震とこれに伴う柏崎刈羽原発の被災と長期停止は、東京電力にとって地震災害のもたらす危険性について次のような大きな警告を与えた。

1) 安全審査において想定されていた地震動を大幅に上回る地震動が発生した。しかも、このような地震動がM6.8という、比較的小さい規模の地震で生じたことは、従来の耐震設計審査指針の信頼性に重大な疑問を呼び起こすものであった。

2) 地震時には多数の設備が同時に故障する。中越沖地震においては3000箇所を超える損傷が同時に発生した。従来の原発の安全審査では、原発内部の事象に基づく単一故障だけを想定してきたが、自然現象を起因として多数の共通原因故障が起きることが明確となった。このような反省を踏まえて、国は原子炉の安全設計審査指針や安全評価指針を見直す必要があったし、事業者は運転を継続するのであれば、このような事象への対策を緊急に講ずる必要があった。

3) 損傷箇所の中には燃料集合体が外れたり、制御棒が引き抜けなくなったり、燃料のつり上げクレーンが壊れたり、原子炉の基本的な安全性につながる機器の故障が報告されている。地震によって原子炉の基本的安全性が失われる可能性があることを前提に対策を講ずるべきであった。

4) とりわけ重要度分類の異なる設備が、それぞれ異なる程度の地盤沈下を受けた。建屋の境界部で地盤の段差が生じ、多数の配管系に被害をもたらすことも判明した。変圧器の火災もこのような地盤沈下が

原因であった。1号機では原子炉建屋近くの消火用配管が破断し、周辺の土砂を伴って約2000トンの水が地下に流入する事態が生じた¹⁷。このような同時損傷のメカニズムが明確となったことを受け、耐震重要度分類の見直しや建屋境界部の配管などの設備の損傷の予防などが具体的に取り組みられる必要があった。

5) 地震時には原子炉の冷温停止が困難になる事態も発生した。また外部電源系のもろさも認識された。外部電源が失われた場合、非常用電源が生命線となる。非常用電源が立ち上がらなかつたり、途中でダウンすればメルトダウンの危機に陥る。東京電力と被告訴人ら役員はこのことを中越沖地震の際の柏崎の被災から学ぶことができたにもかかわらず、これらの教訓は全く活かされることがなかった。

政府事故調中間報告は、当時の東電幹部の認識について次のような厳しい指摘を行った。すなわち、「当委員会によるヒアリングに対し、武藤栄顧問（取締役副社長兼原子力・立地本部長等を歴任）、小森明生常務取締役（元原子力・立地副本部長（原子力担当））（以下「小森常務」という。）及び吉田昌郎福島第一原発所長（元原子力設備管理部長）（以下「吉田所長」という。）を始めとする幹部や耐震技術センターのグループマネージャーらは、皆一様に、「設計基準を超える自然災害が発生することや、それを前提とした対処を考えたことは

¹⁷ 元東電技術者で福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（2001年に退社。）は、1991年10月30日に福島第一原発で事故が発生したときのことを報告している。海水が漏洩しディーゼル発電機が膝上まで浸水し使用不可となったという。木村氏は上司に「このくらいの海水漏洩で非常用ディーゼル発電機が水没して使えなくなるとすると万が一津波が来た時には非常用ディーゼル発電機が全台使えなくなる。そうなると原子炉を冷やせなくなる。津波による過酷事故の解析が本当は必要では」と進言した。しかし上司は「その通りだ。君の言う通りだ。しかし安全審査をやってる人間の中ではこれは実はタブーなんだ」といわれたという。この上司は東京電力の幹部となっているという。建屋に地下水や海水が侵入する危険は早くから指摘されていたことがわかる（2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」）。

なかった。」旨述べたが、設計基準を超える自然災害が発生することを想定しなかった理由について明確な説明をした者はおらず、「想定すべき外部事象は無数にあるので、外部事象を想定し始めるときりがない。」旨供述した幹部もいた。吉田所長は、「平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから、ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい、設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった。」旨述べており、かかる供述は、東京電力において、設計基準を超える自然災害が発生することを想定した者がいなかったことの一つの証左といえる。」¹⁸としている。

12 2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 東京電力内における試算

平成20年(2008年)2月には、東京電力は、「1896年の明治三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」とした長期評価の取扱いについて、有識者に意見を求めた。「有識者」(公開された政府事故調の調書によると、阿部氏と今村氏と考えられる)は、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見を提出した¹⁹。

平成20年(2008年)5月下旬から、東京電力は、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震(1896年発生)並みのマグニチュード8.3の地震が福島県沖で起きたとの想定で、襲来する津波の高さの試算を行った。この想定は伊方最高

¹⁸ 政府事故調中間報告書 439頁

¹⁹ 政府事故調中間報告書 396頁

裁判決の求めていた安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものである。その結果、冷却水用の取水口付近O.P.+8.4mから10.2m、浸水高は、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+15.7m、北側の5号機から6号機でO.P.+13.7m、との計算結果が得られたのである。

延宝房総沖地震（延宝5年（1677年））が福島県沖で起きた場合の津波の高さも試算された。その結果、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mとの計算結果が得られた。

しかし、この試算結果は平成23年（2011年）3月7日まで保安院には提出されなかった。このことは、当時の東電と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応である。つまり、東電・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、保安院を最後のところで信用せず、最も重要なデータは見せないという対応を執っていたことになる。

被疑者武黒は、平成20年（2008年）2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年（2008年）6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO.P.+15.7mの試算結果が報告された。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示した。

平成20年（2008年）7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木

学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示した。2008年には東電は福島沖でマグニチュード8の地震が発生すれば、高さ15.7メートルの津波が福島第一原発を襲うことがわかっていた。

この問題をめぐり、東電の勝俣恒久会長は平成24年（2012年）5月14日、国会が設置した東電福島原発事故調査委員会で、保安院がまとめた文書が社内の伝達ミスで経営陣に伝わっていなかったと証言した。「（文書が上層部に）届いていれば、対応が図れたかもしれない」と述べている²⁰。

しかし、吉田所長は勝俣氏への報告を明言しており、これは明らかな虚偽であった。

（2）東京地検による不起訴理由1

東京地検は、「O.P.+15.7mの試算結果の意義」について、「O.P.+15.7mの試算結果は、福島第一原発に最も過酷な条件設定とするため、実際とは三陸沖海溝沿いで発生した明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した上で、波源モデルの構成要素を様々に変動させるなどして得られた各津波水位の中の最大値（敷地南側）であった上、最も過酷な条件でない場合の試算過程で得られた津波水位には10m盤を下回るものもあり、このような試算上の条件設定や計算方法の特性等からすると、前記試算結果の数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。」と説明している。

しかし、この文章は全く意味不明である。一番厳しい、苛酷な条件の津波に耐えなければならないのは、安全設計のセオリーである。他の試算で低い数値が出ていることなど、何の意味もない。

²⁰ 国会事故調報告 議事録編 268－9頁

(3) 東京地検による不起訴理由 2

次に東京地検は非常に奇妙な議論を展開している。「なお、前記試算結果による津波は、1～4号機の敷地東側にあるO.P.+4mの敷地(以下「4m盤」という。)からは10m盤に遡上せず、敷地南側からのみ10m盤に遡上するとされていたのに対し、今回の津波は、敷地東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上し、タービン建屋等の東側関口部等から大量の海水が浸入したものと考えられ、津波が4m盤から10m盤に遡上する地点等が異なっているから、前記試算結果どおりの津波が実際に襲来したとした場合でも、非常用電源設備等が機能を喪失しない可能性を否定できない。数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったとは認められない。」

東京地検の口頭説明によると、東京電力の試算結果が特殊な結果となっていて、南側に海岸線があり、南側に防波堤があり、そこで津波が高められる試算結果となっている。この試算結果に基づいて南側にだけ防潮堤を築いても、事故の発生は防ぐことができなかったというのである。しかし、福島地検での説明会で確認したところによると、東京電力内に南側だけに防潮堤を作るといような計画があったわけではない。津波がどちらから来るかは来てみなければわからないのであり、防潮堤を作るとすれば、海と敷地の間に築く計画になったはずである。実際には、この試算結果は外れて、津波は敷地全体に遡上した。試算結果は高さに意味があるのであり、津波による敷地の冠水を防ぐためには、一定の方角だけに防潮堤を築くだけでは不十分で、敷地と海の境界全体に防潮堤を築かなければ有効な対策にはなり得ない。そんなことは常識以前の問題である。検察官の述べていることはまさに議論のための議論であると言うほかない。

(4) 東京地検による不起訴理由 3

東京地検の不起訴理由の3点目は、原発の安全性をめぐる重要な論点に

関するものである。東京地検は、「推本の長期評価による津波地震の発生確率は、その信頼度が高いものではないとされていた上、東京電力では、O.P. + 10 mを上回る津波が襲来する確率は1万年から10万年に1回程度と試算されていたことなどに鑑みれば、直ちに対策工事を実施しなかったことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたとまでは認め難い。」とした。1万年から10万年に1回程度という数値は、原子力安全の分野では考慮をしなければならない事象である²¹。こんなことも知らないのかと検察官に質問したところ、次のような回答があった。

「1万年から10万年に一度のリスクに対応すべきだと言うことは理解している。ここのロジックは、1万年から10万年に一度だから対策しなくてもいいとはいっていない。『直ちに』と書いてある。いまずぐに対策をとらなくてもいいでしょうという意味だ。直ちに対策せずに土木学会に検討させるという措置が過失とまでは言えないということだ。それでは何年以内にやる必要があったのかといえ、今すぐやらなきゃいけないという意味でなく、3年後ではだめで今やらないといけないという具体的な数字を出して言えるものではない。」

この回答には、本当に驚いた。1万年に一度は過酷事故が起きるというリスクを放置して、土木学会に検討を依頼し原発の運転を継続した被告訴人らの行為は、万が一にも原発事故を発生させてはならない電力会社の役員にあるべき判断基準から外れていないというのだ。1万年に一度といえは稀な現象と感ずるかもしれないが、原発の寿命は40－60年であり、国内には50基を超える原発が存在している。すなわち災害の起こる確率は1万炉年に一度となり、これをよしとしてしまえば、原発の寿命中に重

²¹ 平成18年4月6日付原子力安全委員会安全目標専門部会「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」では、条件付死亡確率を基にしたCFFに対する指標値 10-5/年程度と算出している。超過確率10-5/年は、原子力安全の分野では、当然に考慮しなければならないレベルのリスクである。

大事故が起きる確率は日本全体で4分の1となる。

地震学者の石橋克彦氏がよく言われることだが、地震防災では、「いつか起きることは、明日起きるかもしれないと考えて対策をとらなければならない」のである。とりわけ、原発という潜在的な危険をはらんでいる巨大な設備の安全性については、例外なくこのように判断しなければならない。そして対策が間に合わないのならば、せめて原発を停止させておくべきであった。東京電力とその役員である被告訴人らは、このように対策を先延ばしし、福島原発事故を引きおこしたのである。

検察のこの論理の誤りはなんとしても正す必要がある。そうでなければ、この不起訴処分の論理が次の重大原発事故を準備することとなってしまう。

13 2008－2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被告訴人らは福島第一原発に9 m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 佐竹論文の入手

平成20年(2008年)10月頃に東京電力は、佐竹健治氏らによる貞観津波の波源モデルに関する論文案(佐竹健二・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(以下「佐竹論文」という。))を入手した。

上述の中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災を経験した東電及び被告訴人らにとって、地震及び津波に関する情報は極めて重要であったはずである。この情報は、平成20年(2008年)の時点で役員であった被告訴人勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知されたものと考えられる。

今回明らかになった、森山メールもこのことを裏付けた。

(2) 貞観地震再来の場合の津波高さ試算

平成20年（2008年）12月には、東京電力は、宮城・福島県沖で貞観地震規模のマグニチュード8.4の地震が発生したことを想定した津波高さの試算を行いました。その結果、福島第一原発の取水口付近O.P.+8.7mから9.2mの津波が襲来するとの試算を得た。

この情報は、平成20年（2008年）の時点で役員であった被告訴人勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知された。

（3）耐震バックチェックにおける委員の指摘を圧殺した名倉審査官

総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会、耐震・構造設計小委員会・地震・津波、地質・地盤合同WGの平成21年（2009年）6月24日開催された会議において、委員である岡村行信センター長は、貞観地震による津波の規模が極めて大きかったことや、貞観地震による津波について、産業技術総合研究所や東北大学の調査報告が出ていたにもかかわらず、福島第一原発の新耐震指針のバックチェックの中間報告で、東京電力がこの津波の原因となった貞観地震について全く触れていないのは問題であると指摘した。

平成21年（2009年）の6月、7月の福島第一原発に関する耐震バックチェックで岡村行信委員が、産総研などの津波堆積物の調査結果を踏まえて、津波審査のやり直しを強く主張していた。しかし、保安院の名倉審査官が異常なほど冷淡に議論を切り捨てて問題を先送りしようとしていることに大きな違和感を感じてきた。

この部分を7月13日の議事録（甲20）から引用してみる。

岡村 実際問題として、この貞観の時期の地震動を幾ら研究したって、私は、これ以上精度よく推定する方法はほとんどないと思うんですね。残っているのは津波堆積物ですから、津波の波源域をある程度拘束する情報はもう少し精度が上がるかもしれないですが、どのぐらいの地震動だったかというのは、古文書か何かが出てこないと推定しようがないとは思うんで

すね。そういう意味では、先延ばしにしても余り進歩はないのかとは思いますが。

○名倉安全審査官 今回、先ほど東京電力から紹介した資料にもありましたけれども、佐竹ほか（2008）の中で、当然、今後の津波堆積物の評価、それは三陸の方もありましたが、それから、多分、南の方も今後やられる必要があると思いますが、そういったものによって、位置的なものにつきましては大分動く可能性があるということもありますので、そこら辺の関係を議論するためのデータとして、今後得られる部分がいろいろありますので、そういった意味では、今、知見として調査している部分も含めた形でやられた方が信頼性としては上がると私は思っていますので、そういう意味では、その時々に応じた知見ということで、今後、適切な対応がなされる必要があると思います。その旨、評価書の方に記載させていただきたいと思います。」（甲20の13頁）

（4）東電は保安院に対して虚偽説明をしていた

平成21年（2009年）8月上旬には、保安院は東京電力に対し、貞観津波等を踏まえた福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策の現況について説明を要請した（政府事故調中間報告書 413頁）。

これに対して、平成21年（2009年）8月28日ごろ、東京電力は、2において述べた試算の存在は明らかにしないで、平成14年（2002年）の津波評価技術に基づいて算出したO.P.+5mから6mまでという波高だけを説明した。あえて、社内の重要な試算結果を規制当局に隠したのである。

森山審議官のメールは、このやりとりの8ヶ月後のものであるが、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかって、このやりとりの意味も明確になった。保

安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

(5) 貞観津波についての東電の保安院に対する説明

保安院は、貞観津波に関する佐竹論文に基づく波高の試算結果の説明を求めた。これに対して、平成21年(2009年)9月7日ごろ東京電力は、貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が、福島第一原発でO.P.+約8.6m～約8.9mであることを説明するに至った。

東京電力が保安院に提出する報告等は、その内容について取締役らが認識を共有していたことは、森山メールによって裏付けられた。

平成21年(2009年)8、9月に貞観の地震による津波予測において、想定を超える津波が来る可能性を東電は保安院に説明した。

最も重要な会議である平成21年(2009年)9月7日の会議に、電力会社に対して厳しい要請をしていた小林勝耐震審査室長は欠席しているが、その理由については政府事故調の公開情報が墨塗りされていて分からない。

しかし、小林氏は当時のことについて「野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の2の4頁)「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた」(甲23の2の6頁)「実質的に人事を担当する(3字削除)(筆者注:本書面26頁にあるように、原広報課長のこと)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。」(甲23の2の7頁)と述べており、厳しいことを発言するとクビになることを恐れたため自分から欠席したか、上司から余計なことを言わないように出席を止められた

可能性が高い。

いずれにしても、この会合に小林室長が出席して、貞観津波への対応を強く求めていけば、東電は15.7メートルの津波についても、説明せざるを得なくなっていた可能性もあるし、津波対策が大きく進んだ可能性もある。

小林室長を出席させなかった野口、原両課長にも重大な共同過失責任がある。

14 貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であったことを示す森山メール

(1) 衝撃的内容の森山審議官の部下に宛てたメール

さらに、驚くべき事実が明らかになった。平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールでは、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」こと、貞観の地震については、福島に対する影響は大きいと思われる。」こと、「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」とされている。このように、貞観地震による津波を想定すれば、設計を超えることから耐震バックチェックを完了するためには大規模な津波対策が必要であることは国と東電との完全な共通理解事項となっており、対策時期を遅らせるために、早期に結論を出すはずであった耐震バックチェック作業が無限に先延ばし

れ、何の対策もとることなく運転の継続を認めていた。このことの責任は極めて重要である。この責任は東電と保安院との共犯であるが、平成20年（2008年）のシミュレーション結果を隠匿していた東電の責任の方が決定的に重大である。

（2）森山と小林、名倉の調べを再度徹底し、武藤と武黒ら東電側との共同責任を明確にすべきである。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。この役員には間違いなく、先行事件の被疑者武藤と武黒の二人は含まれているはずである。

この点については、森山審議官を調べて役員クラスとは誰かを明確にするべきである。そして、それを前提に先行事件の被疑者武藤、武黒、勝俣らを追加で取り調べて、被疑者らの認識を明確にしていきたい。

15 2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である

耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたという事実は、衝撃的な新事実である。

小林氏の「野口課長は「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノンキャリアのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。」という証言（甲23の1の1-2頁）は、津波対策が嚴重なタブーと化

していたことを裏付けている。

この平成21年(2009年)の岡村氏の問題提起がなされていた時には、東電は平成20年(2008年)に既に15.7メートルのシミュレーション結果を得ていた。しかし、審査する側の保安院はこのことを知らないのである。

この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかった。この議論が行われた時点で、もし東京電力が正直に15.7メートルのシミュレーションを保安院に提出していれば、如何に腐敗した保安院でも、いったんは「不作為を問われる可能性がある」とまで言っていたのであるから、きちんとした津波対策が命じられていた可能性は高い。

この推測は、今回新たに明らかとなった小林調書において、平成23年(2011年)3月7日に、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東電の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていた(甲23の2の12頁)ことから裏付けられた。

平成20年(2008年)のシミュレーション結果を保安院に提出せず、土木学会に検討依頼という形で問題を棚上げした行為そのものが、本件事故の決定的な原因であることはもはや疑いようがない。

そして、この過失責任は先行事件で捜査を継続されている被疑者勝俣、武黒、武藤、小森と今回告訴した東電の被告訴人酒井、高尾、西村、保安院の森山、名倉、小林(今回は告訴しない)、野口、原、さらには保安院の上層部と握っていたとされる原子力安全委員会の津波対策担当

者、保安院の職員がクビになるとまで圧力をかけられる源泉となるすさまじい圧力をかけていた電事連の津波対策関係者らの共同過失である。

検察は、今回明らかになった証拠に基づいて、再度徹底した捜査を遂行し、東電と保安院、電事連と原子力安全委員会の共同過失責任を明らかにするべきである。

1.6 事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた

(1) 停止させておくこともできた。

東京地検は、結果回避の措置として、津波被害の防止のための防潮堤の設置だけを念頭に置き、他にとることのできた対策については、言及がない。停止させておくことができたという主張には、国が停止させる要件が狭かったという理由を持ち出している。

電源喪失を防止するための対策としては、防潮堤の設置だけでなく、危険があるなら、止めておくという最も基本的な対策があり得た。法律に電力会社が国の許可なく運転を停止してはならないという規定はない。電力会社が自主的に止めることはいつでもできたのである。福島原発同様プレート境界地震が予測された浜岡原発においては、老朽化した1、2号機は耐震補強を断念し、平成20年（2008年）には廃炉の決定がなされていた。浜岡以上に老朽化が進んでいた福島第一原発1－3号機についても、同様の措置は十分あり得たのである。

(2) 多様な対策があり得た

また、想定を超える津波についての根本的な対策は防潮堤の建造であるが、それ以外にも外部電源の耐震性強化、送受電設備の切替設備の設置、非常用ディーゼル発電機とバッテリーの分散と高所設置等、構内電源設備の耐震性、耐津波性の強化など多様な措置がありえた。東京電力自身が、その原子力改革特別タスクフォースの報告において、結果を回避できた可

能性を認めている。にもかかわらず、東京電力は一切何の対策もとらなかった。このような無責任な対応のあり方を過失ととらえることが正しい刑事責任のとらえ方である。予測されたレベルの地震と津波対策を講じたにもかかわらずそれが不十分だったわけではない。

この点について、東京地検は口頭説明の中で、「防潮堤は抜本的な対策といえる。しかし、単に、電源車や電源等を高台に置いただけでは今回の事故は防げなかったと考えている。事故の根本は、津波によって被水して、電源盤がやられたことが問題である。電源盤がやられたから、電源車などを置いておいても事故は避けられなかった。電源盤の水密化の措置を取っておく必要があった。しかし、それには期間がかかる。各種手続きがある。構造を変えらるとなると2、3年はかかる。だから、結果を回避するのは困難だった。」と答えた。

この回答は驚くべきものである。本件は東京電力が何らかの対策をとっていて、それでは足りなかったというわけではない。東電は何もしなかったのだ。繰り返し述べるが、3・11事故当時の東京電力による福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mだった。検察は一定の対策をとっていても事故が完全に防げたかわからないという理屈で、何もしなかった人を免責しようとしている。防潮堤もできたはずであるし、最低限、非常用電源の移設や電源盤の水密化など、やろうと思えばいくらかやりようがあったはずである。原子力モニターを務めた一市民である木幡も平成16年（2004年）に勝俣氏にこのような対策を進言している。

10メートルを大きく超える津波が来なければ、炉心溶融には至らなかったとしつつ、一定の電源対策などをとっていても、事故は防げなかったとするなど、検察の論理は東電を救うためには、融通無碍に変化していく。事故の具体的な経過を事前に確実に予測することなどは困難なことである。他方で、何の対策もとらなかった被告訴人らの行為が事故の結果をもたらしたという厳然たる事実こそ立脚すべきである。そうすれば、被

告訴人らの責任の存在は明らかだ。東京地検の論理は、法的議論と言うより、東京電力救済のための屁理屈としか言いようがない。

第5 本件において過失責任を問われるべきものは誰か

1 先行事件被疑者らの個別的責任

先行事件の検察審査会議決書は各被疑者個人について、責任を問うことができるかどうかについて、次のように具体的に検討している。

(1) 被疑者勝俣恒久

① 被疑者勝俣恒久（以下「勝俣」という。）は平成14年10月からは社長、平成20年7月からは会長として各種経営判断を下せる立場にあった。社長在任中、平成19年7月に新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事故を経験し、想定外の事態が生じることの認識も持っていた。

② 中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の運転停止の問題を受け、迅速・適正な経営判断を行うべく「中越沖地震対応打合せ」を開催し、出席していた。勝俣も参加していた平成20年2月の打ち合わせにおいて、福島第一原発の津波高の想定について、0. P. + 7. 7 m以上に変更され、さらに大きくなる可能性が記載された資料が配付され、参加者から「14 m程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるが、そこから整理する必要がある」との発言もあった。

その後開催された会議の資料には、津波の部分について手書き（誰が書いたか不明）の書込みがあるメモが残っており、津波に関して実際に議論ないし報告がなされていたものと考えられる。

③ 勝俣によれば、耐震バックチェックを通すことが重要な課題であり、津波に対する安全性は、最終報告において行うこととしたため、その間の時間があつたので、喫緊の課題と考えていなかったとのことであり、

また、全電源喪失に対応するシビアアクシデント対策については、既に講じられていると思いきんでいたという。巨大企業の最高経営責任者として、日々膨大な情報に接し、また、多くの事項については部下である担当者に任せているため、報告を受けた事項について記憶してないこともあり得る。

しかし、耐震バックチェックは通すことが目的なのではなく、安全性の確保こそが目的であり、安全性の確保に関わる事項については、特に関心を持って対応をすることが必要であったし、部下に任せるのであれば、部下に対しても安全確保を第一とする適切な指示・指導が必要であった。勝俣は、株主総会において「緊急事態発生時の体制を絶えず検証・改善するとともに、平常時のリスク管理活動の充実に取り組んで参ります」と自ら述べているが、不十分なものであったといわざるを得ない。

- ④ 以上述べたように、勝俣は、福島第一原発において、従来の想定を大きく超える津波が襲来する可能性に関する報告に接していると考えられ、推本の長期評価に基づく具体的な試算結果や、津波が襲来した場合の影響についても知りうる立場・状況にあったといえる。また、当時の東京電力の最高責任者として、各部署に適切な対応策を取らせることも可能な地位にあった。勝俣は、重要な点については知らなかったと供述しているが、資料を見る限り、そのまま信用することはできない。よって、当審査会は、審査の結果、起訴相当との決議に至った。」

勝俣への報告がなされていたことは吉田調書で明確となっており、この言い訳が虚偽であることは明白である。

(2) 被疑者小森明生

- ① 被疑者小森明生は、平成20年6月から福島第一原発所長、平成22年6月26日から原子力・立地副本部長の地位にあった者であり、長

年にわたり原子力に関わる部署に属し、原子力発電所に関する知識と情報を有する者である。

- ② 小森は、平成20年2月、3月の「中越沖地震対応打合せ」で津波に関する報告を受けたものと考えられる。その後、福島第一原発所長に就任し、平成20年9月に行われた福島第一原発に関する耐震バックチェック説明会でO. P. +15.7mの試算結果や、現状よりも大きな津波水位を評価せざるを得ないので津波対策は不可避である旨の報告を受けた。

小森は、福島第一原発の所長ではあったが、耐震バックチェックに対してどのように対応するかは、上司である被疑者武藤らに決定権があったものと考えられる。

- ③ 以上のとおり、小森は、O. P. +15.7mの試算結果や津波対策をとる必要があること自体についての認識はあったといえるが、どのような対策をとるかについての決定権を有していなかったと考えられる上、詳細な情報を共有していなかったのではないかとも思われる。小森については、当時の具体的な立場や権限、どの程度の情報を得ていたのかについて再度捜査を行った上で適正に判断されるべきと考え、不起訴不当とした。

(3) 被疑者武藤栄

- ① 被疑者武藤栄は、平成17年6月に執行役員原子力・立地本部副本部長に就任し、平成20年6月には常務取締役原子力・立地本部副本部長、平成22年6月には取締役副社長原子力・立地本部長を務め、原子力発電所に関する知識、情報を持ち、技術的事項に関して実質的な判断を下すことができる立場にあった。
- ③ 武藤は、平成20年6月、推本の長期予測に基づくO. P. +15.7mの試算結果の報告を受けている。当初、東京電力としては、耐震

バックチェックに推本の長期予測を取り入れる方向で動いていたが、武藤自らの提案により、土木学会に検証を依頼する方針に転換した。

耐震バックチェックでの推本採用を見送るにあたって学者への根回しを指示したり、保安院への試算結果の報告を遅らせたこともうかがわれる。

試算結果の報告を受けた当初は、水密化等機器の対策についての検討も指示していたが土木学会に委ねることに方針転換して以降、後に貞観津波の報告を受けても何らの対策をとることなく、本件地震を迎えることとなった。

- ④ 武藤は、推本の長期評価に基づく 0, P. + 15.7 m の試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴が相当であるとの決議に至った。

(4) 被疑者武黒一郎

- ① 被疑者武黒一郎は、平成17年6月に常務取締役、原子力・立地本部長、平成19年6月に代表取締役副社長、原子力・立地本部長となり、原子力担当の中ではトップの地位にあった。原子力発電所に関する知識、情報を持つとともに、原子力関係の経営判断を行える立場であった。
- ② 武黒は、平成20年2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「1.4皿程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年8月には、武藤から 0, P. + 15.7 m の試算結果の報告を受けたが、直ちに対策をとることをせず、土木学会に検証を依頼

する方針を了承した。

平成21年4、5月ころには、0. P. + 15. 7 mの試算とともに、貞観津波についても土木学会に検証を委ねることの報告を受けている。

- ④ 以上のとおり、武黒は、推本の長期評価に基づく0. P. + 15. 7 mの試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴相当であるとの決議に至った。

2 東電における津波対策実務責任者の個別的責任

(1) 被告訴人酒井俊朗

被告訴人酒井俊朗は、平成10年（1998年）から平成18年（2006）年まで原子力技術・品質安全部土木グループ グループメンバー（課長）として、福島耐震バックチェック担当（津波、活断層評価）をしていた。2006年から平成22年（2010年）まで原子力設備管理部（吉田氏が部長）の土木グループグループマネージャーであった。原子力土木技術総括として福島第一原発の耐震バックチェック等を行っていた責任者である。

被告訴人酒井は、長く土木学会津波評価部会の委員も務めている。

(2) 被告訴人高尾誠

被告訴人高尾誠は、平成5年（1993年）から平成16年（2004年）まで、原子力技術部土木調査グループにおいて、各原発の津波評価を担当していた。

平成19年（2007年）から平成22年（2010年）に、原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木調査グループのグループメンバー（課長）であり、福島第一原発の耐震バックチェックを担当してい

た。

2010年から平成23年（2011年）までは、原子力設備管理部原子力耐震技術センター土木調査グループのグループマネージャーであり、福島第一原発のバックチェックを担当していた。被告訴人高尾も、土木学会津波評価部会の幹事等をつとめている。

（3）被告訴人西村某

被告訴人西村某は、前記の平成21年（2009年）6、7月の耐震バックチェック会議において、被告訴人高尾が説明を担当した際に、被告訴人高尾とともに、岡村行信氏の質問に答え、津波対策の早期実施を阻む役割を演じたものである。

（4）幹部でない者の結果回避可能性について

上記被告訴人らが、想定を大きく超える津波の発生について予見していたことは明らかである。

他方で、被告訴人らは、役員ではなく幹部社員であったことから、結果回避のための対策をとる権限があったかどうか、結果回避措置をとることができたかが問題となる。

上記被告訴人らは、東電の津波対策の最高責任を負っていたと解されるし、被告訴人酒井と被告訴人高尾は土木学会の津波評価部会にも深く関与していた。

上記被告訴人らが、自ら予見した事実を正確に上司に伝え、早期の津波対策を進言したにもかかわらず、上司の容れるところとならず、津波対策の実現ができなかったとすれば、結果回避の権限の有無が刑責の帰趨と関連するであろう。

しかし、上記被告訴人らは、津波対策の専門家として想定を超える津波の発生について確実に予見し、津波対策を講じなければ破局的事態を招く

ことを認識していたにもかかわらず、上司である吉田、武藤や武黒らに対して積極的な対策を進言するのではなく、関係方面に東電の対策先送りの方針を徹底するために、同人らのための手足として活動したものである。上記被告訴人らに、結果の予見可能性だけでなく、結果回避の可能性があり、その刑責を問うことができる。

3 保安院関係の被告訴人の個別的責任

(1) 被告訴人森山善範

平成18年(2006年)7月から保安院原子力発電安全審査課長の職にあり、平成21年(2009年)7月からは保安院原子力安全基盤担当の審議官であった。平成22年(2010)年7月には文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)となっていたが、福島原発事故の翌日から、保安院の業務を併任し、16日から統合本部で働いていた。

同人は、2010年の部下宛のメールで、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたことが判明している。

また、小林調書によると、「貞観津波の試算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということを森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある—引用者注)「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性がある」と認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月こ

ろ（2行削除）である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。」とも述べている。

同人は前記の通り、自らの調書の中では貞観の津波についての報告を受けていないと虚偽を述べている。さらに、平成23年8月24日の記者会見においても、「2009年9月頃、東電から津波6メートル超えると口頭で説明を聞いていた。」と話しているが、「東電から約8メートルの水位となる旨、資料を用いて説明を受けた」というのが真実か。」との問いに「然り」と答えており、津波の水位と資料を用いた説明であったかの二点で事実を正確に伝えておらず、きわめて情状が悪い（甲25の4頁）。

（2）被告訴人名倉繁樹

名倉審査官は平成21年（2009年）当時の保安院原子力発電審査課審査官として1F3の耐震バックチェックの担当者であり、2009年6－7月の会議の進行役であった。また、2009年9月7日の東電との会議においては、担当の小林が欠席している中で対応し、高さ8－9メートルという想定を遥かに超える津波高さの報告を受けながら、これに対する対策を講じなかった。

また、平成22年（2010年）の森山メールの宛先となっており、当時の保安院における1F3のバックチェックの最大の焦点が津波対策であることを知りながら、バックチェック作業の中で、岡村氏が強く貞観の津波について考慮するように迫ったにもかかわらず、最終報告で扱うと虚偽を述べ、津波が公式の議題にならないように強引に議事進行を図るなど、極めて悪質な対応を繰り返していた。

さらに、名倉氏は間違いなく政府事故調の最も重要な調査対象とされた

はずであるが、自らの調書の公開を拒み、事件の真相解明を妨害している。後述する小林室長が自らの調書の公開に同意し、真相究明に重要な貢献をしていることと比較しても、全く異なる対応であると言わなければならない。反省が認められず、極めて悪質である。厳罰が必要である。

(3) 被告訴人野口哲男

平成21年(2009年)6-9月当時、保安院原子力発電安全審査課長の職にあった者である。

当時、1F3の耐震バックチェック作業において、プルサーマルの早期推進のために、津波に関する議論を行うこと自体に反対し、津波の危険性について対策をとるべきであると主張していた小林勝らに対して、「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言って、圧力をかけている。野口氏の本件に関する関わりの詳細は同人の調書も公開されておらず、詳細は分からないが、安全審査の責任者でありながら、プルサーマル政策の推進を重視し、津波対策をタブー化した責任は極めて重い。

野口は平成17年(2005年)-平成18年(2006年)当時、全国で開催されたプルサーマル討論会において、経済産業省の大臣官房参事官として出席し、発言している。

例えば、2006年11月11日に開催された「エネルギー説明会 in 佐賀」(資源エネルギー庁主催)において、国の原子力政策について、経済産業省の野口哲男大臣官房参事官が説明したと報じられている。

説明会では野口参事官が、エネルギー自給率が低い日本には原子力が必要とした上で、原子力政策の基本として、地域の声も重視したいと説明したという。核燃料サイクルの推進など具体的な計画を述べた。参加者からは「原発でなくクリーンエネルギーでは駄目なのか」「高レベル放射性廃棄物を安全に処理できるのか」などの意見が出た。野口参事官は「安定供

給が重要。安全性の確保が大前提」などと答えたという（11月12日付佐賀新聞）。

野口氏が安全審査課長に就任するのは、このような活動の直後であり、安全審査課長として何よりも「安全性の確保が大前提」であるにもかかわらず、プルサーマルの推進のために、津波対策を先送りすることを主導したのである。

（4）被告訴人原昭吾

平成21年（2009年）6－10月当時、保安院の原子力安全広報課長の職にあった者であるが、小林調書に拠れば、同人は同院内の人事を左右できる立場にあったとされる。

当時、1F3の耐震バックチェック作業において、プルサーマルの早期推進のために、津波に関する議論を行うこと自体に反対し、津波の危険性について対策をとるべきであると主張していた小林勝らに対して、「実質的に人事を担当する（3字削除）（筆者注：原広報課長のこと）課長（当時）から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。」（甲23の2の7頁）とされている。

原氏の本件に関する関わりの詳細は同人の調書も公開されておらず、詳細は分からないが、安全審査の責任者でありながら、プルサーマル政策の推進を重視し、津波対策をタブー化し、この点について発言しようとする小林氏に「クビになるよ」などと脅迫した責任は極めて重い。

（5）小林勝

平成21年（2009年）6月30日、耐震安全審査室長に就任。耐震バックチェックで津波の議論がなされていた時期に対応する。2009年9月7日の東電との貞観津波に関するやり取りに欠席、その欠席理由を説明していない。

しかし、津波対策についてできるだけ進めようとしていた形跡が見られ、事故後も政府事故調の調査に誠実に対応し、上司に当たる森山審議官からのメールなどの重要証拠を委員会に提出し、真実の解明に協力した。

また、政府事故調の調書の公開について同意し、その調書が公開されたことにより、今回の第二次告訴の重大な根拠を提供した。

同人も結果として、本件事故を引き起こした当事者として過失の共同責任を免れないが、一連の行動には情状酌量の余地がある。よって、同人は告訴の対象には含めない。

(6) 保安院関係の被告訴人らの結果予見可能性と結果回避可能性

森山メールによれば、森山が送った、耐震バックチェックの最大の不確定要素であり、バックチェックを進めれば費用のかかる津波対策が必要であることは、名倉、野口、小林らと共有されていたことが明らかである。

森山はこのような認識を保安院の寺坂院長、平岡次長、古賀審議官らにも伝えたというのであるから、保安院の陰の実力者であった原広報課長も同様の事実を予見していたものと思われる。

他方、保安院の耐震バックチェックを進める過程で、万全の津波対策を講じさせることは平成18年(2006年)の段階で保安院として確立された方針であったから、被告訴人森山、名倉、野口、原が小林の意向を尊重し、その業務を妨害するような不当な行政運営をしなければ、平成21年(2009年)の段階で、貞観の津波に対応する対策が講じられた可能性がある。

貞観の津波の水位は東電の試算では8-9メートルとされているが、試算の誤差などを考慮すれば、この段階で十数メートルの津波に対応する対策を命ずることが可能であった。

保安院内には、耐震バックチェックを速やかに終了させる、耐震バックチェックに基づく強化措置は結論を待たずに、順次実施していくという方

針もあったのであり、このような方針が貫徹されていれば、事故の結果を回避できた現実的な可能性がある。

4 原子力安全委員会の1F3の耐震バックチェック担当者（氏名不詳複数である可能性もある）の責任

原子力安全委員会の1F3の耐震バックチェック担当者は、保安院の上層部と「握り」福島第一原発の耐震バックチェックで津波対策の議論は表ではしないという合意を交わしていたものと見られる。その当事者が誰であったかは、現時点では不明であるが、この人間も過失の共同責任は免れない。

捜査の上で、人物を特定し、起訴されたい。

5 電事連の1F3の耐震バックチェック担当者（氏名不詳 複数である可能性もある）の責任

保安院の複数の課長が、津波に関係するな、クビになるぞなどと言う圧力をかけた背景には東電だけでなく、電事連としての組織的な動きがあったことは疑いない。

安全情報検討会議の議事録では電事連の出席者はすべて黒塗りされ、全く人名は分からない。しかし、この安全情報検討会議の議事録の電事連出席者の内の誰か（複数である可能性もある）が、前記のような圧力をかけていたものと考えられる。

その当事者が誰であったかは、現時点では不明であるが、この人間も過失の共同責任は免れない。

捜査の上で、人物を特定し、起訴されたい。

第6 被害の発生と因果関係

1 災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について

(1) 総論

本件において、被害者らは本件原発事故により放出された放射能から逃げまどい、その避難先と途中で病気の悪化または衰弱により死亡している。また、避難や被害を苦に自殺した方も多い。

先行事件の不起訴理由概要（上述の両地検での説明会で配布された「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）は、犯罪行為とその結果を結びつける相当因果関係について、判断していない。その理由については、福島地検の松本検事は、過失責任の前提である予見可能性が認められなかったため、それ以上の過失責任について判断する必要がなかったためと説明している。しかし、検察庁の判断が相当因果関係を否定したものではないとも述べている。8月9日朝日新聞朝刊に、8月中にも福島原発事故について、告訴・告発について不起訴処分がなされる方向で検察庁が調整に入っているという報道がなされた。

この報道においても、検察庁は、「事故と災害関連死との因果関係はないとは言い切れない。」ということを確認していた。本件は、極めて重大な事件であり、検察審査会が起訴の当不当を判断する上で、因果関係についての明快な判断を示しておくことは可能であり、必要なことであった。

事故がなければ、避難することもなかった訳であり、事故と多くの災害関連死の条件関係は明らかで、相当因果関係についても、行為の危険性が結果へと現実化したかについて検察庁は明快な判断を示すべきであった。

なぜなら、そのような場合であるからこそ、余儀なく避難する行為が、病気を悪化させ死に至るといった結果を引き起したといえるからである。そうすると、因果関係の間に人の行為が介在した場合の判断は、①行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断し、②介在事情がある

場合に、それが行為によって、「支配」「誘発」されたのであれば、介在事情は通常の因果の流れを切断せず、因果関係は認められる。

(2) 避難中の双葉病院及び県内の避難先とその途中での死傷

被害者は避難先または途中での救援が間に合わず死傷しているが、被害者自身の避難行為という介在事情があることから、因果関係が認められるか問題となる。

この点について、被害者らが避難したこと自体及び救援が間に合わなかったことの原因は、被疑者らの原発事故の想定、対応の不備により本件原発事故を引き起こしたことにある。すなわち、加害者である被告訴人の過失によって、避難を余儀なくさせられ、また救援が間に合わなかったといえる。

そもそも、被害者の避難行為という介在事情は、主体的に意図したものではなく、行為者の行為によって必然的にもたらされたものである。

介在事情は、行為者の行為に誘発されたものであり、行為の危険性が現実化したといえるので、相当因果関係は明らかである。

(3) 避難や被害を苦しめての自殺

避難や被害を苦しめての自殺について、被害者の行為が介在しているため、因果関係は切断されるように思えるかもしれない。

しかしながら、原発事故による避難命令により、生まれ育った土地へはほぼ永久的に戻れなくなったり、酪農家においては、放射能により長年にわたって育ててきた生活とかけがえのない仕事のすべてが一瞬のうちに奪われたのである。そして、失われた大地は二度と戻ることがないばかりか、大量の放射能による被曝は何十年も継続していく。

そして、原発事故は放射性物質の大量放出を伴い、半永久的に一定範囲の地域には放射性物質が残留しうるものであるため、事故そのものによっ

て、被害者の生きる希望を奪ったものというべきである。実際に、震災・原発事故後に自殺率は急増している。

このような、被害者の絶望に伴う自殺という悲惨な結果は、被告訴人らの行為により誘発されたものであり、相当因果関係は明らかである。

(4) 結論

よって、被疑者らの行為との因果関係は認められる。先行事件の不起訴処分は、このような因果関係を正面から認めてはいないが、これを否定したのではない。

2 甲状腺ガンとの因果関係

(1) 検察の判断

先行事件の不起訴理由概要によれば、甲状腺ガンの発生について、本件事故との因果関係は認めたかどうかについて記載がない。

甲状腺ガンはチェルノブイリ原発事故でも放射性物質の影響との因果関係を認められた疾患である。それは、一般の発症率が100万分の一という小児甲状腺ガンが、被災地では多発したからである。現在では大人の甲状腺ガンが増えているという。

(2) 福島県健康管理調査の結果

福島県健康管理調査（当時）によると、甲状腺の細胞診の結果、悪性ないし悪性の疑いのある検査結果が、既に28例と報告されていた。

平成25年（2013）年8月20日には、東京電力福島第一原発事故による放射線の影響を調べている福島県の「県民健康管理調査」検討委員会が福島市で開かれ、甲状腺検査の結果、悪性または悪性疑いと診断された子どもが44人になったと報告された。そのうち手術を終え、甲状腺ガンと確定診断された子どもは18人に増えた。

これらのデータは、小児甲状腺ガンの一般的な発生率である100万分の一をはるかに超えており、疫学的な因果関係を疑うべきである。

平成26年(2014年)12月25日の県民健康調査の発表によると、甲状腺ガンと確定診断された子どもが84人、ガンの疑いが24人、そして2巡目の調査(本格検査)でもガンの疑いと診断された子どもが4人とされた。調査が進めば、さらに人数が増えることも考えられます。また、1回目の調査では発見されなかった場合であっても、今後発生することも懸念されている。

福島地検の松本検事は、「甲状腺ガンなどの被害結果については、今後出てくることは否定できない。今回の処分では、あくまで過失の有無について、判断していて、被害の結果を否定したわけではない。」と告訴人らへの説明の中で明言している。

3 傷害について

(1) 放射能による被曝は「傷害」に当たる

本件において、被疑者らの業務上の過失によって生じた福島原子力発電所事故により、大量の人々が放射能により被曝している。被曝が「傷害」に当たるかどうかについて、不起訴理由概要においては説明していない。しかし、刑法上の犯罪成立に必要な構成要件該当性を検討にするに当たり重要な論点であるから、以下検討する。

「傷害」とは、身体の生理機能の障害または健康状態の不良をいう。放射能による被曝による健康被害は、その影響が多種多様であり、すべての場合に直ちにガン等の影響が出るわけではない。しかし、放射能による被曝は「傷害」に当たるといえるべきである。

(2) 放射能の人体への影響

放射能の人体への影響は身体的影響と遺伝的影響に大別できる。高線量

の放射線に被曝した場合は、被曝直後から生じる急性期の反応と数か月以降に発生する晩発性放射線障害がある。また、身体的影響は、被曝量が同じでも、年齢、性別、個人差により違いがあり、とりわけ胎児や成長期の子どもは大人に比べて影響を強く受けるといわれている。

遺伝的影響は高レベルの放射線を生殖腺が受けた場合に、染色体異常や遺伝子の突然変異が生じて、ある確率で発生するものである。

放射線の人体への影響はその発生の確率の観点から、低レベルの被曝でもある確率で発生する「確率的影響」と、ある量以上の放射線を被曝しないと起こらない「確定的影響」に大別できる。

確率的影響は、その発生に確率のあるもので、少ない線量でも小さい確率ではあるが起こりうる影響であり、その点では「しきい値」（これ以上少なければ影響が出ないという値）がない。放射線による発ガンや先天障害を持った子どもの発生などがこの例であり、線量が多くなればその発生確率は増加する。本件で問題となるのはこの場合である。

確定的影響は、ある一定以上の放射線を被曝した場合にすべての人に生じる影響であり、脱毛や不妊などがこの例である。線量が増加するとその影響（反応）はより深刻になる。

このような放射線の作用は遺伝子レベルのものである。放射線が細胞内の水素原子にあたり電子を放出するなどして DNA を壊す。こうした DNA 上の遺伝子に対する放射線の影響により、DNA の損傷が生じる（西尾正道『放射線健康障害の真実』旬報社、2012年）。

この DNA の損傷により、身体への影響が生じるのである。少量の放射線量であれば、傷害された遺伝子の多くは正常に修復されるが、その修復過程でミスが生じれば突然変異やガン化の原因となり、修復できなければ、細胞死につながる。

もっとも、DNA の損傷は修復されることもある。しかし、病原菌に感染させる行為は暴行によらない傷害と解釈されており（最判昭和27年6月

6日刑集6巻6号795頁)、感染による病気が快復したとしても傷害に当たることには変わりはない。

以上のように、放射線はDNAを損傷し、修復できなければさまざまな病気の原因となる。そうすると、放射線による被曝は、身体の生理機能の障害といわざるを得ない。

(3) 線量限度

上述のように、放射線は細胞内の水素原子にあたり、DNAに作用する。そして放射能による被曝は、ガン、遺伝的障害、非ガン性疾患等の健康被害をもたらすことが明らかである(核戦争防止国際医師会議ドイツ支部『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害 科学的データは何を示している』合同出版、2012年)。

比較的緩やかな国際放射線防護委員会(ICRP)の集団被曝線量リスクによっても、1mSv(ミリシーベルト)を2万人が被曝すると一人のガン死リスクがあるとしている。

ここで、シーベルトとは、被曝する放射線量を表す単位ですが、1000分の1シーベルトに当たる1ミリシーベルトが、すべての細胞(成人なら60兆個)に放射線が1本ずつ当たる量になる。そうすると、100ミリシーベルトだと、すべての細胞に、それぞれ100本ずつの放射線を浴びることになる。

そして、法律上も一般公衆の線量限度が年間1mSv以下とされている。(原子力基本法20条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律19条(以下、放射線障害防止法という)、同施行令、同規則19条第1項第2号ハ、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)14条4項)。これは、全ての細胞に放射線が1本ずつ当たる量が基準となっていない。

そうすると、少なくとも年間1mSvを超える被曝をした場合には、傷害に当たると解釈すべきである。

また、刑法 211 条が実現しようとしている法益は、身体の保護にある。DNA の損傷が保護されないとすると、この法の保護法益の趣旨を害することになる。

(4) 結論

以上より、放射能による被曝は、傷害に当たるといふべきである。

第 7 検察の威信を掛けて欲しい

1 福島の人々の悲しみと怒りを知れ

福島原発事故によって命を奪われ恨みをのんで死んでいった犠牲者と遺族、生活を奪われた福島県民の怒りと悲しみを想像して欲しい。

本告訴状に明らかにされた事実を知って、東電や保安院の責任を指摘しない者がいるだろうか。

本件の起訴をしないという検察のあり方は、国民の常識的な正義感にも反し、捜査機関に対する信頼を根底から覆すこととなりかねない。

福島原発事故は、東京電力の役員・担当者ら被告訴人と保安院、原子力安全委員会、電事連の津波対策担当者らが、想定を超える津波が襲うことを確実に予見しながら、早急な対策を講じなかった過失によって引き起こした人災である。このことは、福島県民の総意と言って良い。

添田孝史氏というたった一人のジャーナリストが、国会事故調の協力調査員を務めたとはいえ、独力で、カンと足で稼いだ調査で、東電、保安院、土木学会、中央防災会議などの組織の真実にここまで迫ることができたのである。さらに、政府事故調の調書の公開により、更に真相が明らかになってきた。

2 明確になった過失の構造

ここに示された東電幹部たちと保安院幹部らの罪責は灰色どころか、真

っ黒である。検察官は、今こそ正義の剣を振るうべきである。

先行事件の被疑者武藤や吉田が、津波は来ないと高をくくってしまい、いったん費用まで含めて検討された対策について、土木学会に先送りする形で見送ったことが本件の事故原因の根幹である。そして、先行事件の被疑者武黒と被疑者勝俣、そして被告訴人酒井、高尾、西村らはこの判断に関与し、これを追認していたことが明らかである。

また、東電の津波対策が十分でないことについて保安院は十分理解していた。何度も早急に対策をとろうとした形跡がありながら、結局東電と電事連からの理不尽な圧力に負け、まともな判断ができなかったのである。保安院の被告訴人森山、名倉、野口、原らの責任も明らかであり、重大である。

保安院と「握って」津波対策を圧殺した原子力安全委員会の担当者は誰なのか、必死に速やかな津波対策を求めた保安院の小林氏に余計なことをするな、クビだぞと圧力を掛けた電事連の津波対策責任者は誰なのか、被疑者は未だ不詳であるが、これらも真剣に捜査することによって明らかにできるはずである。

そして、問題が送られた先の土木学会の津波評価部会は電力の下請け組織であり、実際には何もしていなかったのである。

3 巨悪を眠らせるな、被害者と共に泣け

添田氏の著書と政府事故調の調書はさらに明確にこの構図を裏付けることとなった。このような新事実を梃子に、検察はその威信を掛けて被告訴人らを起訴して欲しい。

検察は「巨悪を眠らせるな、被害者と共に泣け、国民に嘘をつくな」（伊藤栄樹）。

以上

第 8 立証方法（甲号証）

- 1 甲 1 欠番
- 2 甲 2 欠番
- 3 甲 3 欠番
- 4 甲 4 欠番
- 5 甲 5 欠番
- 6 甲 6 太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書
- 7 甲 7 平成 9 年 7 月 2 5 日 電事連津波対応 WG 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について
- 8 甲 8 国会事故調参考資料編 4 1 頁
- 9 甲 9 平成 1 8 年 1 月 3 0 日 内部溢水，外部溢水勉強会第 1 回議事メモ，平成 1 8 年 6 月 2 9 日 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）
- 1 0 甲 1 0 平成 2 2 年 3 月 2 4 日 森山審議官発メール「1 F 3 バックチェック（貞観の地震）」
- 1 1 甲 1 1 政府事故調 吉田昌郎 平成 2 3 年 8 月 1 6 日付聴取結果書（事故時の状況とその対応について 3）
- 1 2 甲 1 2 政府事故調 今村文彦 平成 2 3 年 8 月 1 9 日付聴取結果書
- 1 3 甲 1 3 添田孝史著『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書
- 1 4 甲 1 4 首藤伸夫「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」『海洋』1 9 9 8 年号外 No. 1 5
- 1 5 甲 1 5 土木学会 原子力土木委員会津波評価部会構成 平成 1 3 年 3 月現在
- 1 6 甲 1 6 第 5 4 回安全情報検討会資料
- 1 7 甲 1 7 欠番
- 1 8 甲 1 8 欠番
- 1 9 甲 1 9 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地震・地盤合同 WG（第 3 2 回）議事録

20 甲20 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地震・地盤合同 WG（第33回）議事録

21 欠番

22 甲22 政府事故調 岡村行信 平成23年7月12日付聴取結果書

23 甲23の1 政府事故調 小林勝 平成23年8月18日付聴取結果書

24 甲23の2 政府事故調 小林勝 平成23年9月30日付聴取結果書

25 甲24 政府事故調 山形浩史 平成24年3月15日付聴取結果書

26 甲25 政府事故調 森山善範 平成23年10月21日付聴取結果書

27 甲26 保立道久の研究雑記

<http://hotatelog.cocolog-nifty.com/blog/2014/12/post-de84.html>

添付書類

疎明資料写 各1通

委任状 合計14通